

# 総合リハビリテーション 推進センター所報

The annual report of the Inclusive Rehabilitation Center

令和 6 年度（第 4 号）

2024 (Issue 4)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市総合リハビリテーション推進センター

Kawasaki City Inclusive Rehabilitation Center



## ごあいさつ

川崎市総合リハビリテーション推進センターは、川崎市の障害の種別にとらわれない地域リハビリテーション体制構築の歴史を踏まえて2021（令和3）年4月に設立されました。全国初の障害者更生相談所と精神保健福祉センターの統合施設であり、川崎市の全世代・全対象型地域包括ケアシステム構築の総合的技術センターです。当センターは障害の種別等にとらわれない地域リハビリテーションの推進とインクルーシブな地域の開発に取り組むことが期待されています。

所報第4号は、開設4年目である2024（令和6）年4月から2025（令和7）年3月までの活動をまとめています。活動の記録として、今後の発展のための資料として、役立つことを願っています。

川崎市総合リハビリテーション推進センター

所長 小林 宏高

## Foreword

The Kawasaki City Inclusive Rehabilitation Center (KCIRC) was established in April 2021 based on the historic effort to build a community rehabilitation system, regardless of the type of disability. It is the first facility in Japan to combine a rehabilitation consultation center and a mental health and welfare center, which is also a comprehensive technical center for building a community comprehensive care system for all generations and all subjects in Kawasaki City. The center is expected to promote community rehabilitation and the development of inclusive communities.

The fourth issue of the Center's report summarizes its activities from April 2024 to March 2025 (the fourth year of its establishment). We hope that it will be useful as a record of our activities and as a resource for future development.

Hiroataka Kobayashi

Director, Kawasaki City Inclusive Rehabilitation Center

# 目 次

ごあいさつ

令和6年度 総括

## I 総合リハビリテーション推進センター概要

### 1 施設

(1) 総合リハビリテーション推進センター（総務・判定課、企画・連携推進課・こころの健康課・南部地域支援室）	1
(2) 中部地域支援室	1
(3) 北部地域支援室	1
(4) こころの相談所	1

### 2 沿革

(1) 総合リハビリテーション推進センター	1
(2) こころの相談所	4

### 3 組織及び業務内容

### 4 職種別職員数

## II 業務実績

### 1 人材育成

(1) 普及啓発・教育研修	7
(2) 法定研修	11
(3) 技術援助・組織支援・連携協力	12
(4) 外部機関視察	16

### 2 調査研究等

(1) 総合リハビリテーション推進センター研究倫理及び利益相反に関する懇談会	17
(2) 川崎市共生社会研究会	18
(3) 総合リハビリテーション推進センター勉強会	19
(4) 「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」	19
(5) 総合リハビリテーション推進センターの調査研究	19

3	身体障害者関係業務	
(1)	業務内容	20
(2)	判定取扱件数	21
(3)	補装具種目別交付判定件数	22
(4)	特例補装具判定状況	22
(5)	更生医療判定件数	23
(6)	各種事業の実施状況	24
4	身体障害者手帳関連業務	
(1)	業務内容	27
(2)	身体障害者手帳障害程度審査件数	28
(3)	社会福祉審議会障害程度審査部会	28
(4)	社会福祉審議会指定医師審査部会諮問件数	29
(5)	カード形式障害者手帳切替え受付件数	29
5	知的障害者関係業務	
(1)	業務内容	30
(2)	月別判定・評価実施状況	31
(3)	福祉事務所別判定・評価実施件数	31
(4)	療育手帳判定実施時の状況（書類判定を除く）	32
(5)	心理・職能検査の実施状況	33
(6)	在宅障害者地域サービス事業	33
(7)	医療相談	33
6	精神保健福祉関連業務	
(1)	業務内容	34
(2)	自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定業務	36
7	精神医療審査会	37
8	精神保健福祉相談	
(1)	こころの電話相談	39
(2)	特定相談及びその他の相談	40
(3)	思春期電話相談（特定相談事業）	40
(4)	依存症対策	41
9	こころの相談所（診療業務）	
(1)	診療時間	43

(2) 診療実績	43
1 0 精神科救急	
(1) 精神科救急医療体制の概要	45
(2) 精神科救急医療情報窓口	46
(3) 精神保健福祉法条文別の診察結果等状況	46
(4) こころの健康課・地域支援室等事例検討会議	47
(5) 措置入院者の退院後支援	47
1 1 地域移行・地域定着支援体制整備事業、医療観察法	
(1) 地域移行・地域定着支援体制整備事業	48
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（構築推進事業）	49
(3) 医療観察法対象者への地域支援	51
(4) 入所施設からの地域移行（地域定着支援）事業	52
1 2 社会的ひきこもり対策事業	
(1) 支援状況	54
(2) 新規相談状況	54
(3) 継続支援（ケース登録）状況	55
1 3 自殺対策	
(1) 川崎市の自殺の現状	56
(2) 調査研究等	56
(3) 普及啓発	56
(4) 人材育成	57
(5) 自死遺族支援	57
1 4 リハビリテーション専門職による子どもの発達の評価・助言	
(1) 業務内容	58
(2) 相談取扱件数	58
1 5 子ども発達・相談センター（きつずサポート）業務	
(1) 業務内容	59
(2) 相談件数	60
1 6 医療的ケア児・者等支援拠点業務	
(1) 相談件数	62
(2) 新規ケースの居住区内訳	62

1 7	あんしん見守り一時入院事業	
(1)	目的	63
(2)	対象者	63
(3)	実績	63
1 8	入所調整関係業務	
(1)	障害児入所施設入所調整会議	64
(2)	障害者入所施設の入所調整	64
1 9	高齢者関係事業	
(1)	高齢者分野における地域リハビリテーション体制の構築	65
(2)	地域リハビリテーション支援拠点事業の概要	65
(3)	地域リハビリテーション支援拠点の運営支援	67
(4)	高齢者分野における相談支援・ケアマネジメント体制の強化	68
(5)	医療・介護連携の推進	69
(6)	介護・福祉従事者の人材育成	69
<b>【参考】</b>	各種手帳等件数（令和7年3月31日現在）	
(1)	川崎市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付数	70
(2)	身体障害者手帳所持者数	71
(3)	身体障害者手帳所持者数の推移	72
(4)	療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）	73
(5)	療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）の推移	73
(6)	自立支援医療（精神通院医療）	74
(7)	精神保健福祉手帳所持者数	74
(8)	精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	75

## 令和6年度 総括

当センターは、障害者更生相談所機能・精神保健福祉センター機能を核にしつつ、高齢者地域リハビリテーション支援拠点の運営支援業務、子ども発達・相談センター業務、医療的ケア児・者等支援拠点業務など、保健医療福祉サービスに関する様々な分野で幅広い事業を展開し、連携調整・人材育成・調査研究の役割を果たしている。令和6年度の主な取り組みは以下のとおりである。

### 【総務・判定課】

総務・判定課では、身体障害者手帳の審査、精神障害者保健福祉手帳の判定等を主に行っているが、令和6年度には、精神医療審査会をこれまでの2合議体から3合議体に増やすことで、近年高まりを見せる精神障害者の人権配慮を実現するとともに、精神保健福祉法改定への対応につとめた。また、6月に厚生労働省からも協力依頼があり、従前から課題となっていた身体障害者福祉法第15条指定医の名簿、約2,000名分を本市ホームページ上に公開した。

### 【企画・連携推進課】

企画・連携推進課は、高齢者支援係、こども・障害児支援係、障害者支援係の3係で構成し、広く全世代を所管しており、これまで長年の課題であった地域づくりに向けた地域課題抽出の実行を目的とした「障害分野における地域づくり検討会議」を企画・実施し、地域づくりの起点である地域自立支援協議会等をさらに活用するためにPDCAサイクルを打ち出し共通認識を図った。またその他にも、市内の連携拠点として各種研修の企画実施等の人材育成の推進や調査・研究の実施により総合リハのミッションを推進した。

### 【こころの健康課】

こころの健康課は、精神科救急調整担当とこころの健康支援担当の2係で構成されているが、精神科救急調整担当では、神奈川県、横浜市、相模原市との4県市協調事業として24時間365日体制で運用し、措置診察を行う病院の選定について基幹病院の柔軟な使用を検討し試行実施した。こころの健康支援担当では、依存症対応力向上研修の充実や思春期スーパーバイズ研修の強化を図り参加者の増加につながった。「こころの相談所」としての診療活動として民間医療機関では受け入れの困難なケースを対象に新規患者の診療を行った。

### 【南部地域支援室】

南部地域支援室では、「障害分野における地域づくり検討会議」に参画し、地域づくりにおける姿勢や考え方、専門機関としての関わり方や役割等についての共通認識（地域づくりのエッセンス）を可視化して整理する取り組みを実施した。また、地域自立支援協議会や関係会議等の活性化にさらに積極的に関与し、個別支援から地域課題の抽出や課題解決の推進を行うことに取組んだ。さらに、脳血管障害等による中途障害者が直面する課題（医療・介護・福祉連携の必要性）に対応するため、令和5年度から開始したりハ出前講座の試行実施の継続やセラピストによるミニレクチャー等における講演に継続して取り組んだ。

### 【中部地域支援室】

中部地域支援室は、中原区、高津区、宮前区を担当所管として身体・知的障害者更生相談所としての相談判定業務、精神保健福祉センターとしての専門的相談を実施しており、3次相談機関として地域の支援機関に対して専門的支援や人材育成の役割も担っている。また10月には、子ども・発達相談支援センターを中原区と高津区に開設し、西部の宮前区を含め3区を担当、これにより、7区全てにおいて急増する子どもの発達に関する相談ニーズへの体制が整うこととなった。

### 【北部地域支援室】

北部地域支援室は、北部リハビリテーションセンター内の各事業所と合同で所内研修、事例検討会、業務報告会の実施により連携を深めるとともに、普及啓発事業として地域の福祉施設職員を対象とした摂食嚥下研修の実施、各種ネットワーク会議により北部地域の関係機関とのネットワーク構築に努めた。また、北リハフェスタ、福祉でつながる地元交流会や多摩ふれあい福祉まつりへの参加を通じて地域住民との交流を図った。

# I 総合リハビリテーション推進センター概要

## 1 施設

令和6年4月1日現在

### (1) 総合リハビリテーション推進センター

総務・判定課

企画・連携推進課

こころの健康課

南部地域支援室

所在地 川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター「ふくふく」2階

連絡先 電話番号(代表) 044-223-6719

FAX番号 044-200-3974

### (2) 中部地域支援室

所在地 川崎市中原区井田3-16-1

連絡先 電話番号 044-750-0686

FAX番号 044-750-0671

### (3) 北部地域支援室

所在地 川崎市麻生区百合丘2-8-2

連絡先 電話番号 044-281-6621

FAX番号 044-966-0282

### (4) こころの相談所

所在地 川崎市川崎区東田町8 パレールビル4階

連絡先 電話番号 044-201-3241

FAX番号 044-201-3240

## 2 沿革

### (1) 総合リハビリテーション推進センター

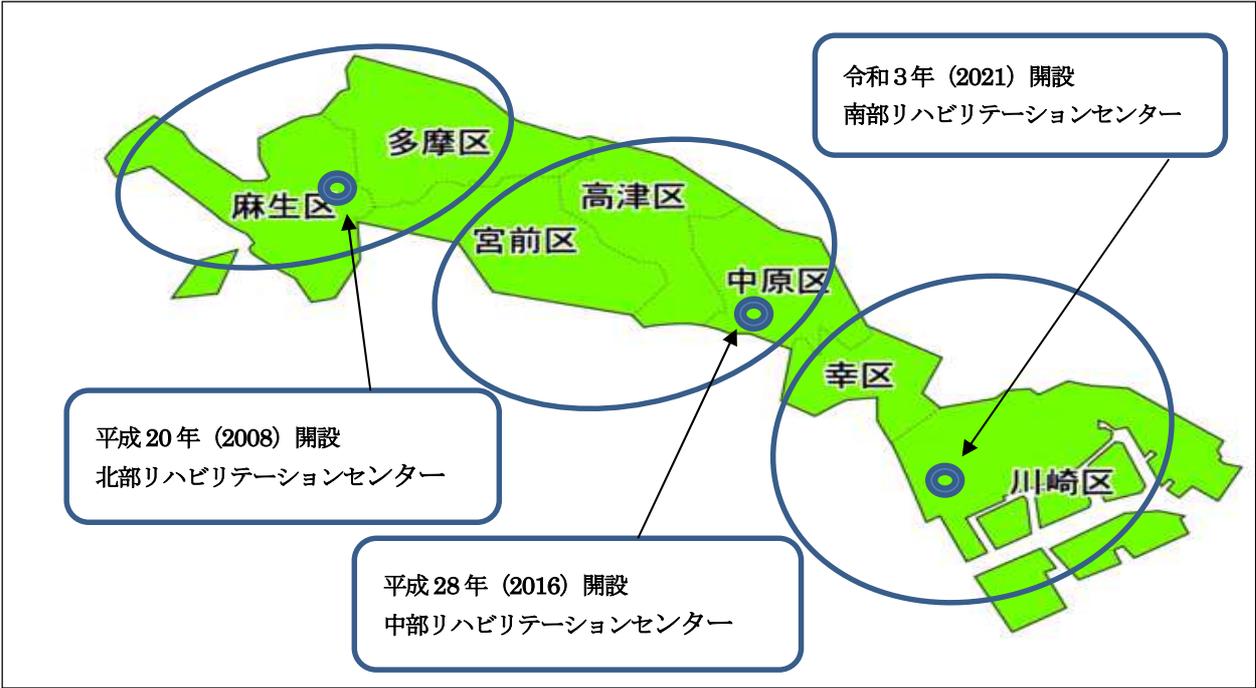
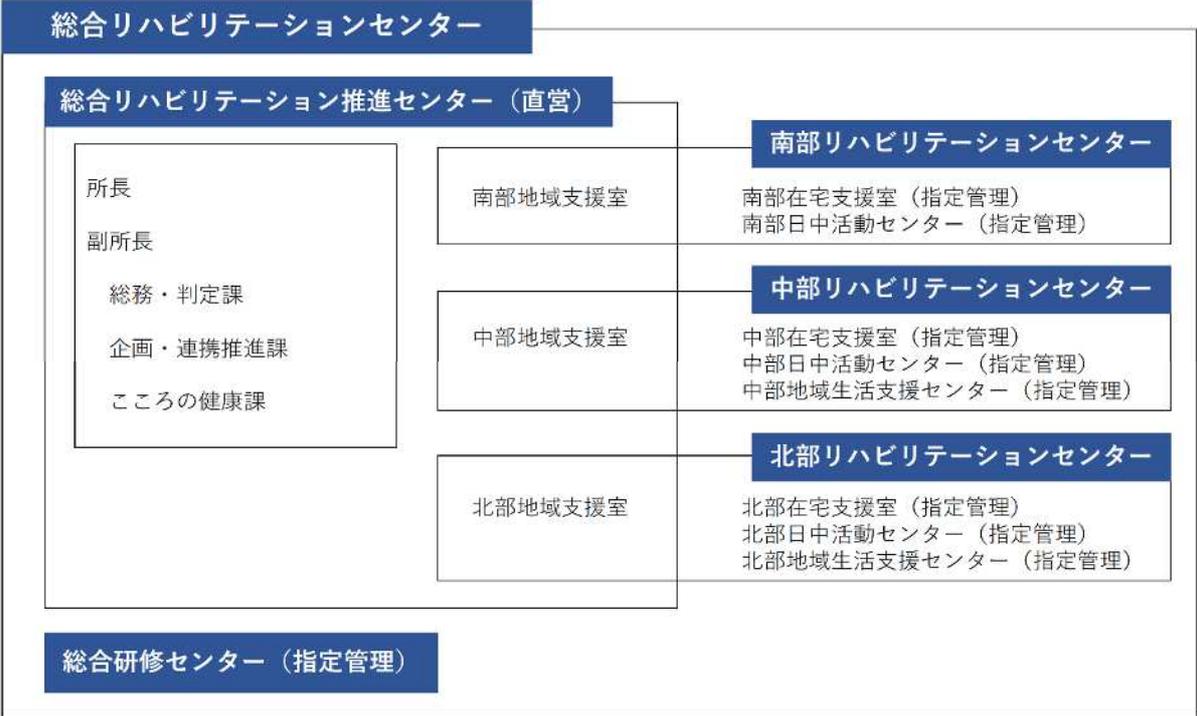
昭和46年 川崎市心身障害総合センター(心身障害センター・社会復帰医療センター)開設。  
心身障害センターにおいて身体障害児者・知的障害児者を対象とした総合的な相談と支援を提供。社会復帰医療センターにおいて精神障害者リハビリテーションの開発に取り組む。

昭和47年 川崎市心身障害者センター内に川崎市身体障害者更生相談所開設。

昭和55年 「在宅重度障害者に関する調査報告書」において在宅重度障害者の生活実態を調査し、医学的・社会的リハビリテーションの普及度が低いこと、コミュニティケアのもとに、各自の能力に応じた社会生活を営むことを可能にする地域リハビリテーションの普及の必要性を報告。

昭和63年 川崎市心身障害総合センターを一部改組し、川崎市リハビリテーション福祉・医療センターに名称変更。  
知的障害者更生相談所業務開始に伴い、身体障害者更生相談所を「障害者更生相談所」に名称変更。

- 平成 5 年 川崎市精神障害者ニーズ調査報告書。
- 平成 8 年 身体障害者療護施設「れいんぼう川崎」に在宅支援室を併設し、市単独事業として在宅リハビリテーションサービス事業を開始。
- 平成 12 年 有識者による報告書「川崎市における総合的な地域リハビリテーションシステム構想について」により、従来の 1 か所集中から地域リハビリテーションセンターを市内に数ヶ所設置することを提言。
- 平成 14 年 川崎市精神保健福祉センター開設。
- 平成 20 年 川崎市リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画書。  
川崎市北部リハビリテーションセンター開設。行政部門と民間（指定管理）の在宅支援室にて構成される「障害者センター」を設置し、障害種別を問わず、あらゆる相談を受けることとする。
- 平成 24 年 川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画。  
川崎市全域を南部・中部・北部の 3 圏域に分け、各圏域に地域リハビリテーションセンターを整備すること、南部には全市の統括機能を置くこととする。
- 平成 27 年 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン。  
高齢者、障害者、子ども、子育て中の親など、地域内において「何らかのケア」を必要とする全ての人たちを対象に、誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続けることができるよう、地域の中で必要なサービスが提供されるための仕組みとして、川崎市の基本的な考え方を示す。
- 平成 28 年 川崎市中部リハビリテーションセンター開設。北部と同様の「障害者センター」を設置する。  
川崎市障害者更生相談所南部地域支援室開設。
- 令和 3 年 川崎市リハビリテーション福祉・医療センターを川崎市総合リハビリテーションセンターに改組。その直営部門として川崎市総合リハビリテーション推進センター及び南部・中部・北部支援室を設置。地域リハビリテーションセンター内の「障害者センター」を直営の「地域支援室」と指定管理の「在宅支援室」に改組。身体・知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターとしての機能を位置づけるとともに、保健福祉医療に関する調査研究・連携調整・人材育成を行う機関とする。  
川崎市総合リハビリテーション推進センター、南部リハビリテーションセンターを官民複合施設「川崎市複合福祉センターふくふく」内に開設。



## (2) こころの相談所

昭和 42 年 川崎南部エリアを拠点とし、外来診療機能をもつ相談機関として、「精神衛生相談室」の名称で、川崎区に開設

平成 元年 「精神保健相談センター」に名称変更

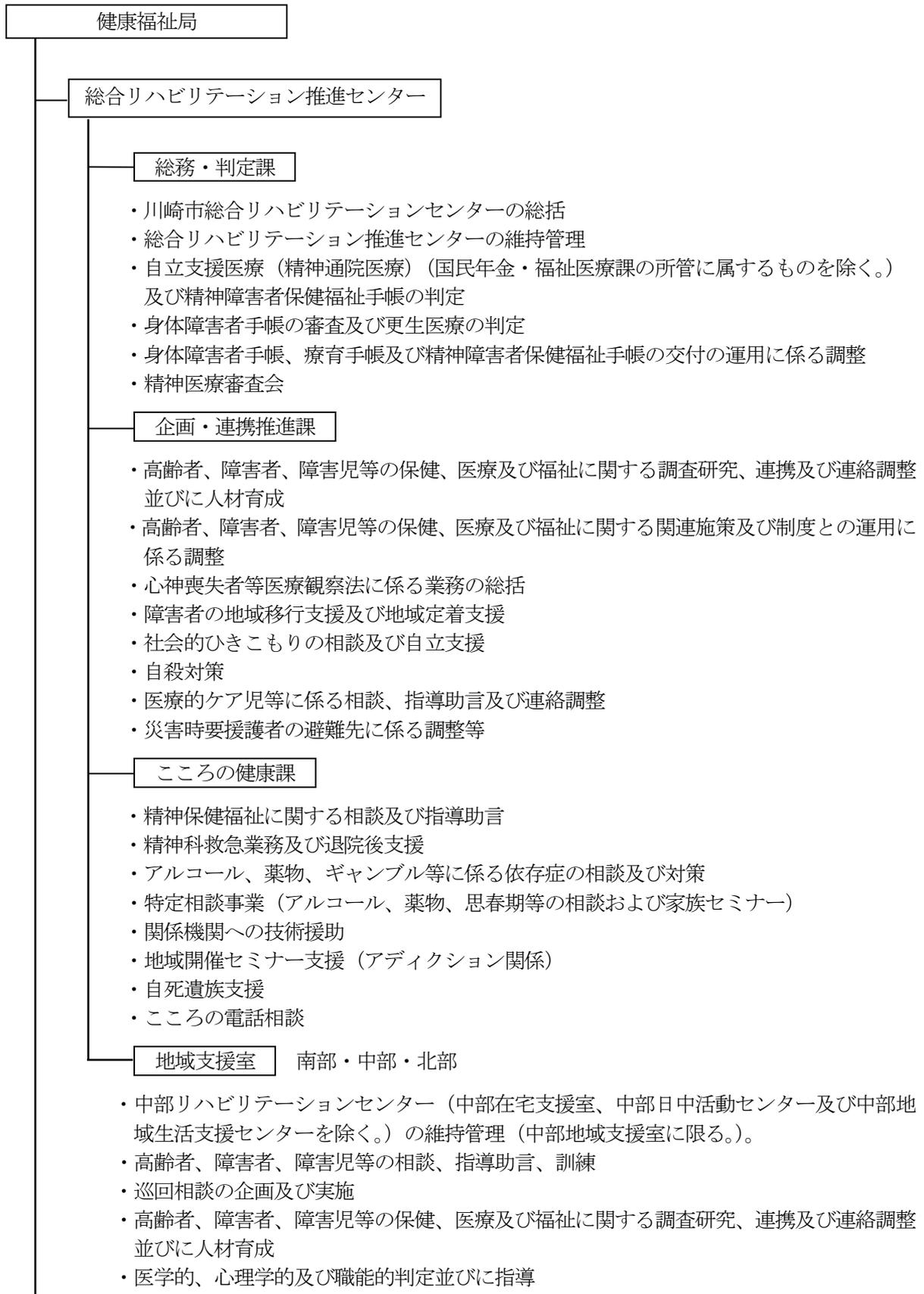
平成 14 年 「こころの相談所」に名称変更

平成 18 年 精神保健福祉センターの移転に伴い、職員が「診療・相談係」と兼務

令和 3 年 精神保健福祉センターが総合リハビリテーション推進センターへ組織改編したことに伴い、職員の兼務先名を「こころの健康課こころの健康支援担当」に変更

### 3 組織及び業務内容

令和6年4月1日現在



- ・補装具の処方及び適合判定
- ・心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の処遇
- ・関係機関への技術援助及び技術講習の提供
- ・災害時要援護者の避難先に係る調整等
- ・更生医療の判定

障害保健福祉部

こころの相談所

- ・精神科診療

#### 4 職種別職員数 (単位：人)

令和6年4月1日現在

	全体総数	医師	一般事務職	社会福祉職	保健師	心理職	看護師	言語聴覚士	理学療法士	作業療法士	自動車運転手	研究職	学校連携推進員	会計年度任用職員
総数	107	5	11	41	13	19	0	3	3	6	2	1	3	39
所長・担当部長	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務・判定課	12	0	5	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
企画・連携推進課	15	0	1	7	3	2	0	0	0	1	0	1	0	4
こころの健康課	12	2	0	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0	15
南部地域支援室	20	0	1	7	2	6	0	1	1	1	0	0	1	3
中部地域支援室	28	0	2	10	3	7	0	1	1	2	1	0	1	7
北部地域支援室	17	0	2	5	2	3	0	1	1	2	0	0	1	3
こころの相談所	(5)	(1)	0	(1)	(2)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	1

\*こころの相談所常勤職員はこころの健康課から兼務

\*全体総数は会計年度任用職員を含まない。

(職員配置数) 常勤 107名  
会計年度任用職員 39名

## II 業務実績

### 1 人材育成

#### (1) 普及啓発・教育研修

ア 庁外向け研修・講演会（総合リハ推進センターが主催し、一般市民及び外部の従事者等を主な対象者とするもの）

	名称・テーマ・講師	日時・場所	対象・参加者数
1	アルコール問題家族セミナー（全12回） 講師：内田摩耶（大石クリニック）	毎月第2木曜日 ふくふく	依存症問題を有する 家族等 66名
2	薬物・ギャンブル問題家族セミナー（全12回） 講師：菅野真由香 三尾谷明宏（大石クリニック）	毎月第4木曜日 ふくふく	依存症問題を有する 家族等 93名
3	第1回依存症（アディクション）相談会 講師：朝倉芳（大石クリニック）	12月19日（木） エポックなかはら	依存症問題を有する 家族等 8名
4	第2回依存症（アディクション）相談会 講師：朝倉芳（大石クリニック）	1月16日（木） エポックなかはら	依存症問題を有する 家族等 7名
5	第3回依存症（アディクション）相談会 講師：朝倉芳（大石クリニック）	2月20日（木） エポックなかはら	依存症問題を有する 家族等 4名
6	こころの健康セミナー 「災害とメンタルヘルス～現場の経験から学ぶこと～」 第1部講演「能登半島地震の現場からみるメンタルヘルス」 講師 北村立（石川県立こころの病院 病院長） 第2部シンポジウム「災害に備える」 シンポジスト 北村立 柿沼矩子（川崎市認知症ネットワーク代表） 岡崎重人（NPO 法人川崎ダルク支援会理事長） 田中美沙子（中部地域活動支援センターはるかぜ施設長） 濟田由夏（中部地域活動支援センターはるかぜピアスタッフ）	8月9日（金） 川崎市コンベンションホール （オンラインあり）	一般市民 140名
7	かかりつけ医うつ病対応力向上研修 講師 竹林裕直（栗田病院院長）、長谷川洋（長谷川診療所院長）、竹島正（総合リハビリテーション推進センター所長）	11月9日（土） 川崎市医師会館	医師 53名 教育、医療、保健、福祉 相談従業者 1名
8	自死遺族支援研修会 講師 明英彦（一般社団法人全国自死遺族連絡会）	2月22日（土） 川崎市役所本庁舎	教育、医療、保健、福祉 相談従業者 32名

9	<p>職場の安心・安全セミナー</p> <p>第1部講演「過労死問題。なぜ生じるのか。どうしたらなくせるのか。」</p> <p>講師 吉川徹(独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 過労死等防止調査研究センター 統括研究員)</p> <p>第2部講演「私たちの生活と過労死問題」</p> <p>講師 中原のり子(医師の過労死家族会・東京過労死を考える家族の会)</p>	<p>2月25日(火)</p> <p>川崎商工会議所 KCCI ホール</p>	<p>職域・産業保健関係者 37名</p>
10	<p>川崎市ひきこもり地域支援センター市民講演会</p> <p>ひきこもりと社会をつなぐ～一歩踏み出してみたら見えてきた景色～</p>	<p>1月11日(土)</p>	<p>一般市民等 158名 (オンラインを含む)</p>
11	<p>入退院支援に関する研修</p> <p>講演「病院・在宅の連携と入退院支援」</p> <p>講師:川上賢太(健康福祉局地域包括ケア推進室担当係長)</p> <p>グループワーク:「事例からみる入退院支援の流れと連携のポイント」</p> <p>講師:上原嘉子氏(日本医科大学武蔵小杉病院医療福祉支援室)、高橋靖明氏(川崎医療生活協同組合川崎協同病院)、下村旭氏(居宅介護支援事業所どんぐり)</p>	<p>9月25日(水) 川崎市医師会館ホール</p> <p>10月10日(木) 川崎市総合自治会館 ホール</p>	<p>介護支援専門員、地域包括支援センター職員、病院職員 91名</p>
12	<p>在宅チーム医療を担う地域リーダー研修</p> <p>基調講演「救急医療や在宅医療の場面からみるACPの意義と進め方」</p> <p>講師:井上淑恵氏(悠翔会在宅クリニック品川、藤沢市民病院の救命救急センター)</p> <p>講演「暮らしの中の医療・介護と意思決定支援の実践」</p> <p>講師:大河内章三氏(社会福祉法人四ツ葉会)</p>	<p>3月2日(日)</p> <p>川崎市医師会館ホール</p>	<p>市内医療・介護・福祉従事者 145名</p>
13	<p>『ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ ～ともに未来をつくる30のヒント～ Ver.1.0』使い方講座(2回)</p>	<p>6月6日(木) 川崎役所本庁舎復元棟301、302会議室</p> <p>7月3日(水) Zoom</p>	<p>ソーシャルワーク・相談支援従事者 47名</p>
14	<p>「ソーシャルワーク・パターン・スペシャリスト」養成研修</p>	<p>3月12日(水) 川崎市総合自治会館第2、第3会議室</p> <p>3月26日(水) Zoom</p>	<p>ソーシャルワーク・相談支援従事者のうち、パターン・ランゲージの使い方講座や出前講座に参加したことがある方 21名</p>
15	<p>北部地域支援室主催研修</p> <p>「知的障害がある方の加齢に伴う機能低下」に対する支援の工夫と実践～生活介護事業所での取り組み事例発表・グループワーク～</p> <p>講師:岡正記氏(夢花工房) 高橋美和氏(はぐるま共同作業所)</p>	<p>10月31日(木) 北部リハ</p>	<p>麻生区・多摩区内の事業所に所属している方 22名</p>

16	地域リハビリテーション普及支援事業研修 「知っておきたい摂食嚥下の基礎知識」 講師：人西拓実氏（れいんぼう川崎）	1月29日（水） 北部リハ	麻生区・多摩区内の事業 所に所属している方 17名
17	地域精神保健福祉研修会（中部主催） 「境界性パーソナリティ障害の特性と対応」 講師 二宮正人医師（相模原協同病院）	11月27日（水） 川崎市医師会館	川崎市内の精神保健福祉 に関する業務に従事する 職員 66名
18	包括的相談支援従事者研修会	2月28日（金） 本庁舎ホール	各区地域みまもり支援セ ンター職員 市内の民間相談支援従事 者 60名

イ 市職員向け研修（総合リハ推進センターが主催し、川崎市職員を主な対象者とするもの）

	名称・テーマ・講師	日時・場所	対象・参加者数
1	第1回依存症対応力向上研修 「アルコール依存症の基礎知識」 講師：瀧村剛（久里浜医療センター）	7月29日（月） 本庁舎	市内保健・医療・福祉関係者 26名
2	第2回依存症対応力向上研修 「依存症に関する市内の社会資源」 講師：依存症地域活動支援センター職員	8月23日（金） 総合自治会館	市内保健・医療・福祉関係者 38名
3	第3回依存症対応力向上研修 「ギャンブル依存症の基礎知識」 講師：松崎尊信（久里浜医療センター）	9月3日（火） 東海道かわさき宿 交流館	市内保健・医療・福祉関係者 26名
4	第4回依存症対応力向上研修 「ゲーム・ネット障害の基礎知識（前編）」 講師：朝倉芳（大石クリニック）	10月17日（木） 動物愛護センター	市内保健・医療・福祉関係者 37名
5	第5回依存症対応力向上研修 「ゲーム・ネット障害の基礎知識（後編）」 講師：朝倉芳（大石クリニック）	11月21日（木） 動物愛護センター	市内保健・医療・福祉関係者 37名
6	第6回依存症対応力向上研修 「飲みすぎが心配な方への関わり方」 講師：瀧村剛（久里浜医療センター）	12月3日（火） 川崎市医師会館	市内保健・医療・福祉関係者 24名
7	アルコール問題を有するケースの事例検討 講師：瀧村剛（久里浜医療センター）	8月13日（火） ふくふく	宮前区地域支援課担当者 1名
8	思春期精神保健福祉におけるアセスメント —情報収集から方針策定まで— 講師：石井美緒	12月9日（月） 高津区役所 オンライン	市内保健・医療・福祉・教育 関係者 47名
9	ゲートキーパー研修 講師 小高真美（武蔵野大学人間科学部教授）	2月19日（水） オンライン	市職員 20名
10	ゲートキーパー研修 講師 小高真美（武蔵野大学人間科学部教授） 竹島正（川崎市総合リハビリテーション推進 センター所長）	2月19日（水） 川崎市役所本庁舎	市職員 18名
11	川崎市の障害児・者の施策と南部地域支援室 の役割について（南部地域支援室・梶原係長、 日下部保健師）	8月29日（木） ふくふく	養護教諭 10名

12	対応に苦慮する人たちの理解と支援 (県立精神医療センター・小林桜児氏)	1月22日(水) 川崎市医師会館	庁内職員 20名
13	医療観察制度における心理職の治療や支援について (県立精神医療センター・瀬底正有氏)	2月18日(火) 市役所本庁舎	庁内職員 23名
14	横浜保護観察所・川崎市総合リハビリテーション推進センター共催人材育成研修 「川崎市・横浜保護観察所による心神喪失者等医療観察制度の基礎知識」	7月26日(金) 川崎市医師会館	庁内職員 40名
15	身体障害者支援担当新任研修会	5月20日(月) 中部リハ	区障害者支援係36名 (関係機関含む)
16	第1回身体障害者現任研修会	10月21日(月) 中部リハ	区障害者支援係 12名
17	第2回身体障害者現任研修会	11月28日(木) ふくふく	区障害者支援係 7名
18	第3回身体障害者現任研修会	12月16日(月) 中部リハ	区障害者支援係16名 (関係機関含む)
19	知的障害者福祉関係新任職員研修会	4月18日(木) 高津区役所	区障害者支援係22名 (関係機関含む)
20	知的障害者福祉関係現任職員研修会	10月10日(木) 中部リハ	区障害者支援係15名
21	総合リハビリテーション推進センター 現任研修会	2月3日(月) 市役所本庁舎	総合リハ職員 34名

ウ 普及・啓発パンフレット等発行状況

	名称	対象者	発行・作成部数
1	ギャンブル問題初期相談ガイドブック(第1版)	市内保健・医療・福祉関係者	700部
2	リーフレット「あなたに知ってほしい」	一般市民等	7,000部
3	市民講演会周知チラシ	一般市民等	6,000部
4	自殺予防週間普及啓発ポスター	一般市民等	1,000部
5	職場の安全・安心セミナーチラシ	一般市民等	10,000部
6	自殺予防月間普及啓発ポスター	一般市民等	1,000部
7	自死遺族支援事業周知チラシ	一般市民等	5,000部
8	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発動画	一般市民等	1式
9	自殺予防普及啓発物ボールペン	一般市民等	4,000本
10	自殺予防普及啓発物エコバック	一般市民等	2,000個
11	川崎市自殺対策の推進に関する報告書 (令和5年度版)	関係機関	200冊
12	パンフレット「介護支援専門員・地域包括支援センター職員向け 病院との連携ガイドブック」	介護支援専門員・地域包括支援センター職員	1,000部

13	冊子・カード「ソーシャルワーク実践のためのパートナー・ランゲージとともに未来をつくる30のヒント～」	ソーシャルワーク・相談支援従事者	冊子1,300部 カード200部
14	パンフレット「地域リハビリテーション支援拠点のご案内」	介護支援専門員・地域包括支援センター職員	3,000部
15	冊子「川崎市入退院支援ガイドブック」	病院職員・介護支援専門員・地域包括支援センター職員	2,000部

(2) 法定研修（総合リハ推進センターが主催もしくは所管する職員・従事者向けの法定研修）

	名称・テーマ・講師	日時・場所	対象・参加者数
1	川崎市強度行動障害支援力向上研修（強度行動障害支援者養成研修）基礎研修第1回	5月23日から24日まで 総合研修センター	市内事業所等職員 50名
2	川崎市強度行動障害支援力向上研修（強度行動障害支援者養成研修）基礎研修第2回	7月25日から26日まで 総合研修センター	市内事業所等職員 50名
3	川崎市強度行動障害支援力向上研修（強度行動障害支援者養成研修）基礎研修第3回	9月26日から27日まで 総合研修センター	市内事業所等職員 50名
4	川崎市強度行動障害支援力向上研修（強度行動障害支援者養成研修）基礎研修第4回	10月12日、19日 総合研修センター	市内事業所等職員 48名
5	川崎市強度行動障害支援力向上研修（強度行動障害支援者養成研修）基礎研修第5回	1月23日から24日まで 総合研修センター	市内事業所等職員 50名
6	川崎市強度行動障害支援力向上研修（強度行動障害支援者養成研修）実践研修第1回	6月27日から28日まで 総合研修センター	市内事業所等職員 50名
7	川崎市強度行動障害支援力向上研修（強度行動障害支援者養成研修）実践研修第2回	12月14日、21日 総合研修センター	市内事業所等職員 48名
8	川崎市同行援護従業者養成研修（一般課程）第1回	4月11日から5月9日まで 総合研修センター等	市内事業所等職員 12名
9	川崎市同行援護従業者養成研修（一般課程）第2回	6月6日から7月4日まで 総合研修センター等	市内事業所等職員 9名
10	川崎市同行援護従業者養成研修（一般課程）第3回	10月4日から10月25日まで 総合研修センター等	市内事業所等職員 11名
11	川崎市同行援護従業者養成研修（一般課程）第4回	11月22日から12月13日まで 総合研修センター等	市内事業所等職員 13名
12	川崎市同行援護従業者養成研修（応用課程）第1回	2月19日から2月26日まで 総合研修センター等	市内事業所等職員 9名

13	相談支援従事者初任者研修 講師：基幹相談支援センター職員・行政職員	11月19日（火） 11月20日（水） 12月26日（木） 1月28日（火） 1月29日（水） 総合研修センター等	相談支援事業所職員等 72名
14	相談支援従事者現任研修 講師：基幹相談支援センター職員・行政職員	7月30日（火） 9月19日（木） 10月15日（火） 総合研修センター等	相談支援事業所職員等 67名
15	相談支援従事者初任者プレ研修 ～障害福祉にかかわる上で大切なこと～ 講師：学識経験者・基幹相談支援センター職員・行政職員	10月29日（火） 総合研修センター等	相談支援事業所職員等 76名
16	相談支援従事者現任プレ研修 ～ケアマネジメントに必要な総合力を身に 着ける～（スキルアップ研修②） 講師：学識経験者・基幹相談支援センター職員・行政職員	6月25日（火） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 73名
17	相談支援従事者スキルアップ研修 ～ストレングスマodelに基づくケアマネジメント～（スキルアップ研修①） 講師：基幹相談支援センター職員	5月29日（水） 5月30日（木） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 25名
18	支援会議・サービス調整会議実践研修 『支援会議・サービス調整会議の効果的な開 き方』 講師：基幹相談支援センター職員	10月22日（木） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 12名
19	障害者ケアマネジメント指導者養成研修 『スーパービジョン研修～ケアマネジメント 等に関する専門的な知識・技術の習得～』 講師：学識経験者	11月8日（金） 総合研修センター	相談支援事業所職員等 6名

### (3) 技術援助・組織支援・連携協力

ア 講師派遣（総合リハ推進センター以外が主催する講演会・研修等に総合リハ推進センターの職員を講師として派遣するもの）

	名称・テーマ	講師 (派遣職員名)	派遣先（主催）	日程
1	思春期相談スーパーバイズ	小野和哉（聖マリアン ナ医科大学病院） 内野敬（東邦大学医学 部） 石井美緒	各区役所等	毎月第2木曜日 年12回実施
2	川崎区翻訳・通訳事業交流会	山口真希	川崎区役所	令和6年12月12日
3	多摩区精神保健福祉連絡会議 講演会	野口一治	多摩区役所	令和7年1月19日

4	神奈川県麻薬等薬物相談員自主研修会	柴崎聡子 稲積裕貴子	かながわ県民センター	令和7年1月24日
5	多数遺体取り扱い訓練研修	柴崎聡子 (野口一治)	本庁舎	令和7年2月13日
6	令和6年度 高齢者虐待・障害者虐待対応研修「管理職における虐待対応のポイント」	倉本哲義	健康福祉局 障害計画課・地域包括ケア推進室	令和6年5月28日
7	精神障害の理解(発達障害・知的障害含む)	増田海都	カルッツ川崎	令和6年8月26日
8	知的障害の理解と対応	柴田志穂理 木下優 増田海都	社会福祉法人幸ヒューマンネットワーク	令和7年1月27日
9	幸区自立支援協議会研修会『ゴミ屋敷の心理』	柴崎聡子 佐野由美	幸区自立支援協議会	令和6年10月18日
10	全国障害者スポーツ大会	飯野芳枝 敷野めぐみ	市民スポーツ室	令和6年10月26日～ 令和6年10月28日
11	田島支援学校夏季公開研修会『みんなで考えよう性のこと』	日下部智美	川崎市立田島支援学校	令和6年7月30日
12	川崎市障害者スポーツ大会陸上競技	日下部智美	市民スポーツ室	令和6年5月26日
13	聴覚障害者情報文化センターまつり	真後理英子	川崎市聴覚障害者情報文化センター	令和6年5月26日
14	補聴器とコミュニケーションの講座	真後理英子	川崎市聴覚障害者情報文化センター	令和6年7月25日 令和6年8月1日 令和7年2月21日 令和7年2月28日
15	幸区民生委員児童委員協議会障害者福祉部会長連絡会	倉本哲義 梶原明子	幸区民生委員協議会	令和6年6月13日
16	市立田島支援学校保護者向け学習会	梶原明子 飯野淳子	市立田島支援学校	令和6年10月1日
17	地域福祉関係研修「ゲートキーパー養成講座」	河西将一	川崎市福祉人材バンク	令和6年6月20日
18	学校出前講座「児童思春期のメンタルヘルスについて」	石井美緒	大西学園	令和6年8月6日
19	健康保険委員研修会「気づいてますか？こころのサイン」	河西将一	協会けんぽ	令和6年9月2日～ 令和6年10月31日まで
20	心の健康相談支援事業講演会「先生たちと一緒に考えたい、学校現場でのメンタルヘルス」	石井美緒	教育委員会	令和7年1月14日
21	麻生区高齢者支援カンファレンス	明田久美子 古屋克己 森江信子	麻生区役所高齢・障害課	令和6年4月23日～ 令和7年3月25日まで 全11回
22	高津区支援検討会	明田久美子 古屋克己 森江信子	高津区役所高齢・障害課	令和6年6月14日～ 令和6年12月18日まで 全7回

23	『ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ ～ともに未来をつくる 30 のヒント～』出前講座 (32 回)	角野孝一 杉山律子 大東純子 明田久美子 古屋克己 森江信子	健康福祉局内各部署、各区役所内各部署、川崎市内地域包括支援センター、川崎市内介護・福祉関係事業所、川崎市介護支援専門員連絡会、認可保育園キディ百合丘・川崎、文京区役所他	令和6年5月13日～ 令和7年3月13日 まで全32回
24	初級パラスポーツ指導員講習会	坂本麻里子 鈴木麻里子 小野寺忠男 平川咲紀 松園康平	市民スポーツ室	令和6年9月21日 令和6年9月22日
25	初級パラスポーツ指導員講習会	志村佐智子 丸岡直子 荒田麻由子 平川咲紀	市民スポーツ室	令和7年1月11日 令和7年1月12日
26	健康教育【熱中症について】	方喰千秋	就労継続支援 B 型がーでんららら	令和6年7月22日
27	健康教育【生活習慣・熱中症について】	方喰千秋	麻生区役所 高齢・障害課	令和6年8月26日
28	麻生台団地ボランティア学習会	方喰千秋	麻生区役所 地域支援課	令和6年9月11日
29	市立田島支援学校夏季公開研修会	方喰千秋	市立田島支援学校桜校	令和6年7月30日
30	桜美林大学精神保健福祉専修【精神保健福祉実習指導Ⅱ】	佐藤貴治	桜美林大学 健康福祉学群	令和6年12月11日
31	障害福祉制度(知っておきたい障害の基礎知識)研修	長谷川和香	総合研修センター	令和6年7月10日
32	北部リハの支援と活用したい障害の制度	長谷川和香	多摩川の里	令和6年9月18日
33	2次避難所開設訓練報告	櫻井直子	麻生区役所 高齢・障害課	令和7年2月17日

イ 組織支援（総合リハ推進センター以外が主催する事業所職員研修や集団プログラム等に対し、助言や指導及び技術支援を行うもの）

	組織・団体名	概要
1	川崎アディクションフォーラム	市内依存症回復施設や自助グループ等が、一般市民向けに依存症問題に関する普及啓発を目的としてフォーラムを実施している。実行委員会で計12回参加。
2	川崎南部協力委員会	依存症地域活動支援センター川崎マック、K-GAP、Nesting等の南部地域連携を目指した会議。6回出席。
3	神奈川県酒害新生会酒害相談員研修会	神奈川県酒害相談一般研修会のグループディスカッションで助言を行った。1回2名出席。

4	出張だるま〜ぷ	川崎ダルクにてプログラムとして認知行動療法「だるま〜ぷ」を4回実施。
5	高津区役所保育所等地域連携へ保育園こころのケア	事件被害者が通う保育園職員へ向けてこころのケアについて講義・個別相談。2回実施。
6	多摩区地域支援課育児相談	育児相談事業における身体機能に関する個別相談。年12回実施。
7	麻生区地域支援課育児相談	育児相談事業における身体機能に関する個別相談。年12回実施。

ウ 連携・調整会議・勉強会等（庁内外の機関が主催する会議等に、総合リハ推進センターの職員が委員（構成員を含む）として参加するもの）

	組織・団体名	概要
1	依存症情報交換会	市内依存症回復施設や自助グループ等、関係各機関と情報共有を行った。1回開催。
2	K-GAP地域連携推進会議	依存症地域活動支援センターの運営に関する連絡調整会議。1回出席。
3	川崎マック地域連携推進会議	依存症地域活動支援センターの運営に関する連絡調整会議。1回出席。
4	川崎自立会活動報告・連絡協議会	更生保護施設の運営に関する連絡調整会議。2回出席。
5	県立特別支援学校専門職研究協議会	理学療法士専門部会の飯野芳枝理学療法士が出席
6	川崎区母子保健懇談会	川崎区地域支援課主催の懇談会に子ども発達相談支援担当係長廣田奈津子が出席
7	各区相談支援・ケアマネジメント推進委員会	各地域支援室職員が委員、地域ケアコーディネーターがオブザーバーとして参加し、活動支援を実施
8	各区相談支援・ケアマネジメント調整会議	地域ケアコーディネーターがオブザーバー及び講師として参加し、活動支援を実施
9	認知症疾患医療センター地域連携会議	認知症に関する地域の連携体制強化のための会議に委員として出席
10	地域ケア個別会議	地域ケアコーディネーターが構成員として参加し、個別ケースの対応について助言や支援者同士の関係構築の支援を実施
11	福祉相談会（川崎市立田島支援学校）	高等部3年生を対象とした進路相談会
12	福祉相談会（川崎市立中央支援学校）	高等部3年生を対象とした進路相談会
13	福祉相談会（川崎市立中央支援学校分教室）	高等部3年生を対象とした進路相談会
14	福祉相談会（神奈川県立中原支援学校）	高等部3年生を対象とした進路相談会
15	福祉相談会（神奈川県立高津支援学校）	高等部3年生を対象とした進路相談会
16	福祉相談会（神奈川県立麻生支援学校）	高等部3年生を対象とした進路相談会
17	進路相談会（神奈川県立あおば支援学校）	高等部3年生を対象とした進路相談会
18	川崎市教育支援会議	特別な教育的支援を要する児童生徒の就学先決定、変更、教育的支援に関すること等
19	各区二次避難所施設連絡会議	2次避難所施設の課題共有、意見交換を行う連絡会
20	各区福祉でつながる地元交流会	障害者福祉施設と民生委員児童委員との交流会

(4) 外部機関視察（総合リハ推進センター職員が外部機関の視察を行ったもの）

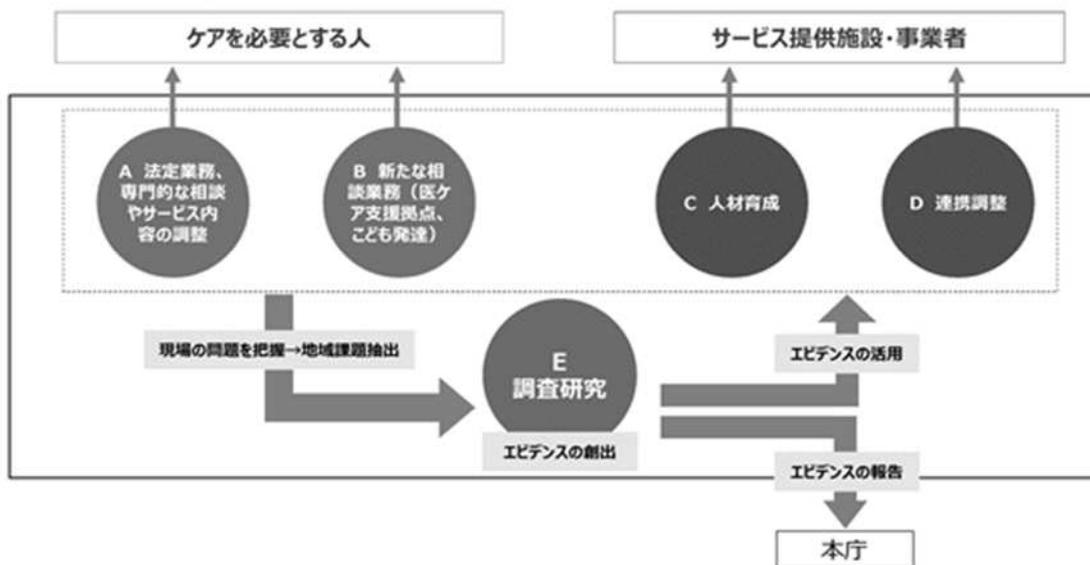
	概要	目的等
1	国立リハビリテーションセンター	リハビリテーション専門職のあり方検討のため

## 2 調査研究等

総合リハビリテーション推進センター（以下、「総合リハ推進センター」という。）では、A 法定業務、B 新たな相談業務、C 人材育成、D 連携調整の4つの役割を果たしながら、そこで得られた問題を把握し、地域課題として抽出したうえで、E 調査研究につなげている。E 調査研究で得られた研究成果・エビデンスは、再びA～Dの取組みに還元されるとともに、市全体の福祉施策や組織のあり方に関する内容については、本庁に報告し、施策のきめ細かい展開につなげていくこととしている。

なお「川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例」には、「高齢者、障害者、障害児等の支援に関する調査研究」が第6条第4号に定められている。

### 総合リハビリテーション推進センターの役割



総合リハ推進センターではこれを適正かつ効果的に推進するため、令和3年4月1日に調査研究実施要綱、調査研究倫理に関する要綱、及び利益相反管理実施要綱を制定した。個別の調査研究とその実施に必要な基盤の整備、調査研究に関連する取組について内部で協議・実行しながら、庁内他組織と連携して調査研究業務を推進している。

令和6年度は企画・連携推進課高齢者支援担当が中心となって作成した「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」（以下「パターン・ランゲージ」という。）の普及が大きく進み、総合リハ推進センターの調査研究を代表する取組として庁内外のみならず市外にも認知されてきたため、前号に引き続き独立した項目を立てて報告する。

#### (1) 総合リハビリテーション推進センター研究倫理及び利益相反に関する懇談会

総合リハ推進センターで実施する調査研究の計画及び成果に関して第三者から意見を聴くため、調査研究倫理に関する要綱に基づき、研究倫理及び利益相反に関する懇談会を設置している。

調査研究を担当する職員から申請された計画及び報告された研究成果に対し、有識者等及び市職員からなる7名の委員が、倫理的観点及び科学的観点から意見を述べる。委員は、当該調査研究にかかる利益相反に関しても検証を行う。調査研究の計画（それを変更しようとする場合を含む）に関しては、委員の意見に基づき、所長が実施の適否を判定する。

懇談会は年2回開催し、必要に応じて臨時に書面で開催している。

検証・報告件数

開催日	検証件数・結果内訳 ( )内は変更申請再掲								報告件数	
	実施	条件付実施	不実施	非該当	中間	最終				
8月2日	2 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	0	1		
10月15日	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0		
1月30日	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7	5	2		

※10月15日は臨時の書面開催

検証課題

番号	調査研究課題名
31-2	川崎市精神保健福祉センター通報事例検討会における検討内容の分析（最終報告）
4-2	川崎市における地域リハビリテーション支援拠点に関する報告（中間報告）（変更申請）
4-3	下肢装具の適合判定に関する調査、研究（中間報告）
5-1	川崎市において精神科救急対応を要した在留外国人に関する調査研究（中間報告）
5-2	川崎市内の依存症回復施設利用に至る実態及び依存種別による傾向の分析調査（最終報告）
5-3	車椅子等の支給・判定に必要な情報に関する調査（中間報告）（変更申請）
5-4	川崎市におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）活用分析（最終報告）
5-5	川崎市における自死予防と遺族支援のための基礎調査のフィージビリティスタディ（変更申請×2）（中間報告）
6-1	川崎市における措置通報の実態分析

(2) 川崎市共生社会研究会

川崎市共生社会研究会は、地域包括ケアシステムの構築において協働する人材の育成と連携強化のため、情報交換・研修・討論の場を提供することを目的に実施している。形式はレクチャー及び実践報告が中心で、時に調査研究セミナー及びKIDの活動を行う。総合リハ推進センターの職員に加えて、各回のテーマに関係の深い庁内他組織の職員及び地域の関係機関、並びにKIDメンバーを対象とし、参加者が主体的に意見を交わせるように運営した。

令和6年度は、各回ごとにテーマを決め、発表と討論を行った。

また、共生社会研究会は令和6年度をもって、各事業で行う研修・討論の場で引き継ぐこととし、一旦終了とした。

研究会の概要

回	開催日	テーマ	発表者	参加者数
1	7月9日	障害を有する人の健康づくりを考える	島崎 崇史 氏(東京慈恵会医科大学 医学部 環境保健医学講座 講師) 柴崎 聡子 (総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 担当課長)	約40名

2	12月3日	アルコール依存症 (依存症対応力向上研修合同)	瀧村剛氏(国立病院機構 久里浜医療センター) 阪田敬子(保健医療政策部 健康増進担当課長)	38名
---	-------	----------------------------	--	-----

※ 第1回は現地とオンラインのハイブリッドで開催し、オンライン参加多数で途中入退室もあったため、参加者数は概数で表示している。

### (3) 総合リハビリテーション推進センター勉強会

総合リハ推進センターには、民間の施設・事業者を含めた全市的な保健医療福祉サービスの質の向上を図るため、調査研究、連携調整、人材育成を推進する役割があることを踏まえ、職員を対象にした勉強会を開催している(P11参照)。

### (4) 「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」

令和5年3月に改訂した「パターン・ランゲージ」の普及啓発を図るため、読書会や使い方講座(P8参照)、出前講座(P14参照)を開催した。

また、「パターン・ランゲージ」の更なる普及と地域のソーシャルワーク従事者の実践力向上を図ることを目的として、一定の要件を満たし、かつ養成研修を修了した者を「ソーシャルワーク・パターン・スペシャリスト(以下「スペシャリスト」という。)」として認定し、総合リハビリテーション推進センターとともに普及啓発活動を担ってもらうため、「スペシャリスト養成講座」を実施した(P8参照)。

令和6年12月には町田市介護予防サポーターの広報チームの取材を受け、同団体の広報誌と町田市のホームページに「パターン・ランゲージ」に関する記事が掲載され、また文京区役所からも出前講座を依頼される等市外にも認知度は広がってきている。

### (5) 総合リハビリテーション推進センターの調査研究

令和6年度は、次の調査研究に取り組んだ(令和5年度以前から又は令和7年度以降への継続を含む)。

#### ア 総合リハ推進センター主体で実施する調査研究

- (ア) 川崎市精神保健福祉センター通報事例検討会における検討内容の分析
- (イ) 川崎市における地域リハビリテーション支援拠点に関する報告
- (ウ) 下肢装具の適合判定に関する調査、研究
- (エ) 川崎市において精神科救急対応を要した在留外国人に関する調査研究
- (オ) 川崎市内の依存症回復施設利用に至る実態及び依存種別による傾向の分析調査
- (カ) 車椅子等の支給・判定に必要な情報に関する調査
- (キ) 川崎市におけるレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)活用分析
- (ク) 川崎市における自死と遺族支援のための基礎調査のフィージビリティスタディ
- (ケ) 川崎市における措置通報の実態分析
- (コ) 川崎市自殺総合対策におけるゲートキーパー養成研修の研修資料の開発と効果測定
- (サ) 川崎市自殺対策総合推進計画に係る自殺統計分析

#### イ 庁内他組織で実施する調査研究への協力(庁内他組織との共同研究を含む)

- (ア) 成人期障害者の適切な支援のための生活介護サービス利用調査[障害保健福祉部 障害計画課、障害者施設指導課、総合リハ推進センター]

### 3 身体障害者関係業務

地域支援室では、在宅支援室、区役所、障害者相談支援センター、地域療育センター、地域リハビリテーション支援拠点、特別支援学校等と連携して、本人の望む場所で、障害の状況に応じてその人らしい生活が継続できるよう、3次相談機関としての専門性を活かし地域リハビリテーションを推進した。

#### (1) 業務内容

##### ア 判定

・医学的判定・評価

(ア) 補装具交付の要否判定 (P21 (2)、P22 (3) (4) 参照)

各地域支援室で補装具外来(直接判定)、巡回判定、書類判定を行っている。北部では、身体的な変形や拘縮の進行により座位姿勢を保持することに十分な配慮を必要とする障害児者を対象に、専門事業者の参加を求め、シーティング・クリニックを行っている。

(イ) 更生医療の給付判定 (P23 (5) 参照)

(ウ) 在宅重度身体障害者訪問診査事業 (P24 (6) ア参照)

##### イ 専門的相談・支援

(ア) 在宅生活に係る支援

a 在宅生活に係る支援

在宅支援室と協働し以下の事業を行っている。

(a) 福祉用具・住環境整備等に係る専門的評価

(b) 在宅リハビリテーションサービス事業

b 聴覚障害者に対する相談・評価支援

(a) 補聴器修理適合相談 (P24 (6) イ参照)

補聴器の交付、試聴、適合チェックや装用後のフォローを行うとともに、修理等についての相談を補聴器業者の協力を得て実施した。

(b) 聴こえと補聴器のなんでも相談会

聴覚障害者に限らず、広く市民を対象として補聴器や聴こえなどの相談を受けるために、市政だより等で広報を行い、市内2箇所で開催を実施。装用に関する相談に応じるほか、必要に応じて聴力検査を実施し、手帳交付基準に該当し、本人が希望する場合には、改めて当所にて、手帳診断及び補聴器交付判定を行う。

→ 新型コロナウイルス感染症拡大以降、諸事情により未実施。

(イ) 施設利用者・施設職員への相談・評価支援事業(専門相談) (P25 (6) エ参照)

令和5年度から、『専門職施設支援』を新設し、書面での手続きを簡略化し相談のハードルを下げる取り組みを行った。専門職施設支援は評価書(判定書)を作成しないため、統計上は反映されないが、相談実施件数は令和5年度以前と比較し、増加した。

a 施設への相談・評価支援事業

通所施設等の職員に対して、利用者及び家族の同意のもと、施設サービスの向上のための評価支援を行った。

b 施設利用者に対する関係者の共通理解の構築が有効であり、家族等の同席を求めながら、機能維持訓練に係る助言・指導、介助や福祉機器の活用等の技術支援、その他の情報提供等を行った。

上記について、在宅支援室と協働して取り組んだ。

(ウ) 発達相談支援業務 (P25 (6) エ参照)

a 児童への支援として、主として児童相談所の関わる児童ケースへの評価を実施し、職員及び保護者や本人へのフィードバックを行った。



### (3) 補装具種目別交付判定件数

	補装具種目	来所	書類	巡回	合計
義手	肩義手	0	0	0	0
	上腕義手	1	0	0	1
	肘義手	0	0	0	0
	前腕義手	1	1	0	2
	手義手	0	0	0	0
	手部義手	0	1	0	1
	手指義手	0	0	0	0
	特例補装具	0	0	0	0
	計	2	2	0	4
義足	股義足	0	0	0	0
	大腿義足	5	5	0	10
	膝義足	0	1	0	1
	下腿義足	15	21	0	36
	果義足	0	0	0	0
	足根中足義足	3	0	0	3
	足指義足	0	0	0	0
	特例補装具	0	0	0	0
	計	23	27	0	50
短下肢装具	股装具	0	1	0	1
	長下肢装具	2	5	0	7
	膝装具	4	1	0	5
	短下肢装具	143	103	0	246
	足底装具	14	13	0	27
	靴型装具	48	16	0	64
	特例補装具	0	0	0	0
計	211	139	0	350	
	体幹装具	0	2	0	2
	上肢装具	1	4	1	6
車いす	普通型	40	14	6	60
	リクライニング式普通型	0	0	0	0
	手動リフト式普通型	0	0	0	0
	前方大車輪型	0	0	0	0
	片手駆動型	0	0	0	0
	リクライニング式片手駆動型	0	0	0	0
	レバー駆動型	0	0	0	0
	手押し型A	11	1	3	15
	手押し型B	0	0	0	0
	リクライニング式手押し型	1	4	0	5
	ティルト式普通型	0	0	0	0
	リクライニングティルト式普通型	0	0	0	0
	ティルト式手押し型	1	3	3	7
	リクライニングティルト式手押し型	5	4	3	12
	特例補装具	0	0	0	0
	計	58	26	15	99

	補装具種目	来所	書類	巡回	合計
電動車いす	普通型4.5km	1	1	1	3
	普通型6.0km	6	2	3	11
	手動兼用型A	4	5	3	12
	手動兼用型B	1	0	0	1
	リクライニング式普通型	0	0	0	0
	電動リクライニング式普通型	1	0	0	1
	電動リフト式普通型	0	0	0	0
	電動ティルト式普通型	0	0	0	0
	電動リクライニングティルト式普通型	2	1	0	3
	特例補装具	0	0	1	1
	計	15	9	8	32
座位保持装置	平面形状型	1	3	0	4
	モールド型	7	7	0	14
	シート張り調整型	2	0	0	2
	車いすフレーム付	1	5	0	6
	リクライニング式車いすフレーム付	0	0	0	0
	電動車いすフレーム付	0	1	0	1
	特例補装具	0	0	0	0
	計	11	16	0	27
	歩行器	2	1	2	5
	頭部保護帽	12	0	0	12
歩行補助杖	T杖	0	0	0	0
	松葉杖	0	0	0	0
	カナディアンクラッチ	0	0	0	0
	ロフトランドクラッチ	1	0	0	1
	多点杖	0	0	0	0
	計	1	0	0	1
	尿管器	0	0	0	0
	重度障害者用意思伝達装置	0	3	6	9
補聴器	高度難聴用ポケット型	0	5	0	5
	高度難聴用耳掛け型	49	217	0	266
	重度難聴用ポケット型	0	0	0	0
	重度難聴用耳掛け型	27	44	0	71
	耳あな型（レディメイド）	0	0	0	0
	耳あな型（オーダーメイド）	7	0	0	7
	骨導式ポケット型	0	0	0	0
	骨導式眼鏡型	0	0	0	0
特例補装具	3	6	0	9	
計	86	272	0	358	
	その他	3	0	40	43
	総計	425	501	72	998

\*頭部保護帽とT杖は補装具種目にはないが、過去の経緯から参考計上している。

### (4) 特例補装具判定状況

障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準によることができない場合における補装具の交付については、市町村においてその必要性を判断し、補装具費支給をすることになっている。

川崎市では、川崎市身体障害者（児）特例補装具審査会設置運営要綱に基づき、必要性の検討を行っている。

	18歳未満	18歳以上	交付	交付否	来所	書類	巡回
骨導式ヘッドバンド型補聴器	1	1	2	0	1	1	0
デジタル周波数ワイヤレス補聴器システム	5	2	7	0	2	5	0
電動車椅子	0	1	1	0	0	0	1
歩行器	1	0	0	1	0	1	0
起立保持具	1	0	0	1	0	1	0
車椅子修理（クッション）	0	1	1	0	0	1	0
車椅子修理（クッション）	0	1	1	0	0	1	0
小計	8	6	12	2	3	10	1
合計		14		14			14

(5) 更生医療判定件数

障害区分	内 容	合計	
視覚障害	緑内障手術	0	
	その他	1	
聴覚障害	人工内耳埋め込み術及びその他の手術	5	
音声言語	口唇形成術・口蓋形成術	0	
そしゃく	歯科矯正治療	12	
機能障害	その他	1	
肢 体 不自由	人工関節置換術	1	
	人工関節置換術後理学療法	0	
	関節固定術・形成術	0	
	筋腱切り術・延長術・形成術	0	
	骨切り術・骨移植術	0	
	術後理学療法	0	
	その他	0	
内 部	心 臓	弁形成術・弁置換術・弁移植術	0
		欠損孔閉鎖術・開心根治手術	0
		冠動脈バイパス術	0
		ペースメーカー植え込み術	1
		ペースメーカージェネレーター交換	0
		その他	0
	じん臓	腎移植術・術後免疫療法	28
人工透析		148	
免 疫	抗H I V療法	43	
肝 臓	抗免疫療法	3	
合計		243	

(6) 各種事業の実施状況

ア 在宅重度身体障害者訪問診査

診査内容（相談取扱件数）

地区 年度	手帳診断	補装具	日常生活用具	自立促進用具	住宅改修	専門相談	合計
6	1	38	45	18	9	33	144

イ 補聴器修理・適合相談

・補聴器外来

当所では、補聴器交付判定後に補聴器が適切に利用されるように、毎週火曜日に補聴器外来を設けている。言語聴覚士、ケースワーカー、補聴器業者5社が相談に応じ、交付適合チェック、装用指導、管理指導、修理及び試聴貸し出し等を実施している。

延べ人数	適合評価	交 付	修 理	イヤモールド	合計（件）
195	141	19	81	34	275

ウ 在宅重度障害者（児）やさしい住まい推進事業

やさしい住まい推進事業は、在宅の重度障害者が現に居住している市内の既存住宅をその障害状況に適するように改良工事を行って、自らの生活環境の改善を図る場合に、その工事に要する費用を給付する。また、在宅生活での必要な動作に制限を受けている障害者に自立促進用具を交付することによって、障害者の自立の促進や介助者の負担軽減を図る。

(ア) 住宅設備改良・改修（重複あり）

(件)

	トイレ	手すり	居室	室内段差	洗面台	浴室	ドア	玄関
6年度	1	1	2	2	2	1	3	4

(イ) 自立促進用具

(件)

	段差解消機	階段昇降機	リフト	ホームエレベーター 環境制御装置
6年度	4	3	14	1

エ 専門相談事業（判定書交付分）

(ア) 実施施設

入所施設	生活介護	2
	障害者支援施設	0
	宿泊所型自立訓練施設	0
通所施設	生活介護	0
	就労継続	29
	就労移行	0
	自立訓練	0
グループホーム		0
その他		1
合 計		32

(イ) 利用者実人数

年代別	実人数
18～19歳	4
20歳代	7
30歳代	6
40歳代	10
50歳代	4
60歳代	1
70歳～	2
合 計	34

(ウ) 障害別取扱実人数

障害内容	人数
肢体不自由	16
聴覚障害	0
視覚障害	0
心臓機能障害	0
知的障害のみ	3
合 計	19

(エ) 援助件数

援助内容	相談	件 数		
	件数	P T	O T	S T
身体機能の評価・福祉機器	14	10	4	0
精神機能の評価援助	0	0	0	0
福祉関係制度について	0	0	0	0
施設の生活環境・作業環境	0	0	0	0
保健・衛生面について	0	0	0	0
聴力やコミュニケーションについて	2	0	0	2
嚥下機能の評価	10	0	5	5
作業能力の評価	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	26	10	9	7

オ 高次脳機能障害者への支援

(ア) 高次脳機能障害者支援従事者研修

高次脳機能障害者の相談窓口である区役所（高齢・障害課、地域支援課、保護課）、障害者地域相談支援センター職員を対象とし、地域リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎、高次脳地域活動支援センターと共催で年1回実施。3か所の地域リハビリテーションセ

ンター各管区で実施し高次脳機能障害の見立てや支援方法、支援の流れ等について理解を深め、専門機関と協働できる体制づくりを目的として実施した。

(イ) 川崎市高次脳機能障害支援会議

川崎市における市全体の高次脳機能障害支援体制の強化と、高次脳機能障害支援を実施している関係機関のネットワーク構築を図ることを目的とする会議で、構成する委員は、川崎市内の高次脳機能障害支援専門機関（高次脳機能障害地域活動支援センター、南部・中部・北部リハビリテーションセンター、れいんぼう川崎）の職員が参加している。

市外の近隣回復期病院へのヒアリングの実施、リーフレットの作成や研修の企画等を行った。

カ Kawasaki Welfare Technology Lab（通称「ウェルテック」）との連携

ふくふく内1階に位置する経済労働局所管のKawasaki Welfare Technology Lab（通称「ウェルテック」）は川崎市、国立大学法人東京工業大学（現：国立大学法人東京科学大学）、国立研究開発法人産業技術総合研究所の三者で運営しており、福祉製品・サービスの開発支援を実施している。Kawasaki Welfare Technology Labとの有機的連携により、大学・研究機関や福祉機器・用具の開発事業者と福祉現場との協働による「使われる、役に立つ福祉機器・用具の開発」について毎月連絡会を持ち、年2回、企業や福祉関係者を対象とした連携ミーティングを開催した。また、適宜企業の製品開発や検証への協力を行った。

キ 地域リハビリテーション支援拠点の運営支援

リハ拠点は、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与することにより、自立支援の理念に基づいて参加・活動を促し、要介護高齢者等が住み慣れた自宅等で自分らしく暮らせることを目的としている。

地区別の情報交換会及び、全体会議に出席し、情報共有や助言等を実施したり、連携してケース支援を行う等して、運営支援を行った。

ク 他都市との連携

- ・ 関東甲信越地区身体障害者更生相談所長協議会及び職員研究協議会
- ・ 大都市身体障害者更生相談所主管者会議及び連絡協議会
- ・ 全国身体障害者更生相談所長協議会
- ・ 四都市（神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市）障害者更生相談所補装具部会及び所長会  
各会議において、議題の提案、回答、共有を行っている。令和6年度は、川崎市が幹事として、大都市身体障害者更生相談所連絡協議会をZoom開催した。
- ・ 横浜×川崎リハビリテーション連絡会

## 4 身体障害者手帳関連業務

身体障害者手帳の所持者数は、過去 5 年間の動向では、肢体不自由は微減、内部障害は増加傾向にあり、2025 年 3 月末時点 35,347 人で、微減となった。

### (1) 業務内容

#### ア 身体障害者手帳審査事務

福祉事務所から送付された身体障害者手帳申請書（診断書）について、川崎市障害程度審査委員会において審査、または事務審査を行う。

審査終了後、福祉事務所が手帳交付を行うための決定処理（新規認定・障害程度変更・障害名追加・再認定）を行う。

#### (ア) 川崎市障害程度審査委員会（P28（2）参照）

身体障害者手帳の適正な審査に基づく手帳交付を目的として設置されている。

障害種別毎の医師意見身体障害者福祉法別表への該当、非該当、障害等級の程度及び再認定の要否等について障害種別ごとに専門審査を行う。

#### (イ) 川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会障害程度審査部会（P28（3）参照）

川崎市障害程度審査委員会において非該当と判断したもの及び障害者更生相談所長が必要と認めたものを諮問。

審査部会開催事務を担い、審査部会の答申に基づき決定処理を行う。

#### イ 身体障害者福祉法第 15 条指定医師管理事務

##### (ア) 身体障害者福祉法第 15 条指定医師の登録情報管理

指定医師の新規申請、異動、兼務、辞退届に基づく登録情報管理を行う。

##### (イ) 川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会指定医師審査部会（P29(4)参照）

新規申請の指定医師の審査を諮問し、異動、兼務、変更、辞退届の報告を行う。

審査部会の答申に基づき決定した結果を告示し、指定書及び指定内容変更確認書等を発行する。

#### ウ カード形式の障害者手帳（身体・療育・精神）の発行事務（P29（5）参照）

申請に基づくカード形式への切替に伴う事務処理を行う。

(2) 身体障害者手帳障害程度審査件数

障害種別	審査 件数	交付（申請事由別）					保留 照会	
		新規	障害程度変更	障害名追加	再認定	計		
視覚障害	245	167	28	15	14	224	21	
聴覚機能障害	405	252	44	32	11	339	66	
平衡機能障害	3	2	0	0	1	3	0	
音声機能障害	26	20	0	2	1	23	3	
言語機能障害	31	20	0	1	6	27	4	
そしゃく機能障害	17	8	0	3	2	13	4	
肢体不自由	1,144	734	73	50	137	994	150	
内部障害	心臓機能障害	1,159	643	25	51	331	1,050	109
	じん臓機能障害	414	345	16	49	0	410	4
	呼吸器機能障害	117	82	6	6	6	100	17
	ぼうこう機能障害	92	71	0	11	1	83	9
	直腸機能障害	275	222	1	27	2	252	23
	小腸機能障害	4	1	0	0	1	2	2
	免疫機能障害	24	24	0	0	0	24	0
	肝臓機能障害	31	11	3	2	2	18	13
	小計	2,116	1,399	51	146	343	1,939	177
計	3,987	2,602	196	249	515	3,562	425	

※ 審査件数は、保留照会事例が複数回審査されるため延べ件数となる。

(3) 社会福祉審議会障害程度審査部会

障害種別	審査件数	審査結果			
		非該当	認定	照会等	
視覚障害	3	3	0	0	
聴覚機能障害	1	1	0	0	
平衡機能障害	0	0	0	0	
音声機能障害	0	0	0	0	
言語機能障害	2	2	0	0	
そしゃく機能障害	0	0	0	0	
肢体不自由	31	13	17	1	
内部障害	心臓機能障害	5	5	0	0
	じん臓機能障害	1	1	0	0
	呼吸器機能障害	2	2	0	0
	ぼうこう機能障害	0	0	0	0
	直腸機能障害	3	3	0	0
	小腸機能障害	0	0	0	0
	免疫機能障害	0	0	0	0
	肝臓機能障害	4	4	0	0
	小計	15	15	0	0
計	52	34	17	1	

※ 審査件数は、照会事例が複数回審査されるため延べ件数となる。

#### (4) 社会福祉審議会指定医師審査部会諮問件数

障害種別/審査結果		新規	異動	兼務	内容変更	辞退	年度末登録数
視覚障害		5	1	0	17	17	106
聴覚・平衡機能障害		6	5	5	21	37	123
音声・言語・そしゃく機能障害		11	7	7	34	66	179
肢体不自由		48	23	12	52	213	617
内部障害	心臓機能障害	12	8	9	25	68	218
	じん臓機能障害	12	1	2	3	54	161
	呼吸器機能障害	12	5	0	9	59	164
	ぼうこう・直腸機能障害	6	0	4	13	81	195
	小腸機能障害	4	2	3	10	29	104
	免疫機能障害	0	0	0	1	6	19
	肝臓機能障害	2	4	1	13	13	91
合計		118	56	43	198	643	1,977

※ 年度末登録数は、兼務する医療機関毎に、複数の障害種別で登録のある医師は種別毎に算定。

#### (5) カード形式障害者手帳切替え受付件数

手帳件数/手帳種別	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	合計
カード形式手帳受付数	296	161	692	1,149

## 5 知的障害者関係業務

障害者総合支援法（H25 までは障害者自立支援法）の導入に伴い、利用者のサービス選択に必要な情報提供、サービスの質の向上のための施設支援、障害者の自己決定を実現するための権利擁護等本人、家族、支援者の支援がより一層必要とされている。

その一方で、知的障害児・者数は増加しており、特に軽度（B2）の方の増加が顕著である。それに伴い、環境への不適応を起こすケースや強度行動障害、重複障害のあるケース、被虐待ケース、複合的な課題を抱えるケース等、支援困難なケースも増加している。こういった状況下において、本人、家族、地域の支援者等を支える専門機関として、判定や地域支援等の業務に取り組んだ。

令和5年度から、地域での生活支援に注力するため、療育手帳判定事務の簡便化を行い、障害者施設に対して当室の機能を広く周知して、迅速な支援に繋げた。また、療育手帳判定医による医療相談を新たに開始し、支援者が精神科医に相談できる場を確保した。

### (1) 業務内容

#### ア 判定・評価

##### (ア) 療育手帳判定（P31（2）（3）、P32（4）イ参照）

目的に応じて、療育手帳交付の適否及び障害程度を認定するための判定を行っている。

- a 特別支援学校高等部等卒業予定者の進路相談
- b 施設および福祉サービス利用のための相談
- c 支援方針の検討
- d 行動障害等地域生活、施設生活困難者に対する支援

等を行うため、必要に応じて医学的評価、心理・職能評価、及び社会診断を行っている。

##### (イ) 専門相談

身体機能、発達（自閉症評価等）及び心理状態に関する相談・評価を行っている。

#### イ 相談業務

- ・ 在宅障害者地域サービス事業（P33（6）参照）

地域生活をおくる上で何らかの問題を抱えている知的障害者に対し、訪問もしくは来所により個別に支援を行っている。具体的には、本人や家族等との面談や通所先等の環境調整に向けた行動観察及び助言、支援者への対応方法の提案や支援方針検討に向けた協力・助言等を実施した。また、課題やニーズによっては、在宅支援室とも協働し、支援を行った。

- ・ 専門職施設支援

令和5年度から、障害者施設から寄せられた相談に対するコンサルテーションを専門職施設支援として位置づけ、各施設へ周知の上、主に巡回によるアセスメントや技術支援を実施した。

- ・ 医療相談（P33（7）参照）

令和5年度から、知的障害者支援に携わる関係機関職員を対象として、精神科嘱託医による医療相談を開始し、医学的な助言や方針検討を行う場を提供した。

#### ウ 関係職員の研修

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、障害福祉サービス事業所等の関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、研修等を企画・実施するとともに、コンサルテーションを行っている。

#### エ 他都市との連携

- ・ 関東甲信越ブロック知的障害者更生相談所所長会議及び職員協議会
- ・ 大都市知的障害者更生相談所職員連絡協議会

- ・全国知的障害者更生相談所所長会議
- ・四州市（神奈川県・横浜市・相模原市）知的障害者更生相談所連絡会心理判定部会  
各会議において、議題の提案、回答、共有を行っている。

オ 特別支援学校等卒業生進路対策事業

- ・特別支援学校等卒業予定者利用調整会議  
障害保健福祉部障害計画課と共に事務局を務め、地域支援室は専門評価を担った。  
学校や事業所と連携して特別支援学校等の生徒のより良い進路選択を支援した。
- ・特別支援学校等高等部卒業生進路担当者会議  
障害計画課が事務局を務め、学校や支援教育課と情報共有、連携を深め、生徒の進路選択を支援した。
- ・福祉相談会  
主に市立及び市内県立の特別支援学校が開催する福祉相談会にて、療育手帳判定の案内や卒業予定者の状況把握を行った。
- ・情報交換会  
主に市立及び市内県立の特別支援学校にて、年1～3回程度ずつ開催。学校、区役所が参加し、卒業予定者の進路や支援に必要な情報共有を行った。

(2) 月別判定・評価実施状況

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
療育手帳	7	7	12	19	21	14	24	14	14	14	11	12	169
書類判定	3	8	6	6	5	5	4	4	5	3	7	10	66
専門相談	1	0	0	2	0	1	0	2	1	2	0	0	9
合計	11	15	18	27	26	20	28	20	20	19	18	22	244

(3) 福祉事務所別判定・評価実施件数

福祉事務所	療育手帳	書類判定	専門相談	合計
川崎	23	15	0	38
幸	21	7	0	28
中原	24	8	2	34
高津	34	5	1	40
宮前	25	13	2	40
多摩	24	10	1	35
麻生	18	8	3	29
合計	169	66	9	244

#### (4) 療育手帳判定時の状況（書類判定を除く）

##### ア 所属・福祉事務所別件数

内 訳		川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
学校	特別支援学校 高等部	13	14	15	27	21	18	10	118
	その他	2	1	4	1	3	4	3	18
障害児者入所施設	障害児	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害者	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者通所施設		3	2	4	2	1	0	2	14
就 労		2	1	1	1	0	1	0	6
入 院		0	0	0	0	0	0	0	0
所属先なし		3	3	0	3	0	1	3	13
そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		23	21	24	34	25	24	18	169

\*令和7年1月から旧大師支所・田島支所は川崎区役所に統合されたため「川崎」に計上。

\*「学校 その他」は、普通高校、通信制高校サポート校、専修学校、大学を含む。

##### イ 程度・年齢区分別件数

		18歳 未満	18～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳 ～	小計	合計
最重度 (A1)	男	6	11	0	0	0	0	0	0	17	27
	女	1	8	0	0	1	0	0	0	10	
重度 (A2)	男	8	11	0	0	0	0	1	0	20	29
	女	3	4	0	0	1	1	0	0	9	
中度 (B1)	男	6	10	1	0	1	0	0	0	18	31
	女	3	5	2	1	1	1	0	0	13	
軽度 (B2)	男	20	27	8	4	0	0	0	0	59	80
	女	6	11	2	2	0	0	0	0	21	
非該当	男	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2
	女	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
小計	男	40	60	9	4	1	0	1	0	115	169
	女	13	29	4	3	3	2	0	0	54	
合 計		53	89	13	7	4	2	1	0		169

##### ウ 新規判定例の判定時年齢別件数

18歳 未満	18～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳 ～	合 計
3	7	13	4	2	1	0	0	30

(5) 心理・職能検査の実施状況

内 容		最重度	重度	中度	軽度	非該当	合計
心理検査	田中ビネー知能検査	26	29	31	80	2	168
	描画検査	3	16	26	60	3	108
	その他	0	0	0	1	0	1
職能検査	一般職業適性検査 (器具検査)	6	28	29	77	2	142
	タッピング	6	27	29	76	2	140

(6) 在宅障害者地域サービス事業

適切な社会資源の活用が図られていない障害者や施設利用あるいは就労しているものの、集団に不適応を起こしたり、種々の問題を抱えている障害者本人・家族及び関係者を対象に支援を行うことで、課題の改善を図り、社会参加を促進する。

・個別フォロー内訳

ア 福祉事務所別内訳 (実人員数)

福祉事務所	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
	87	31	47	55	48	45	33	346

イ 障害程度別

程 度	A 1	A 2	B 1	B 2	手帳なし	合計
実人員	70	62	82	118	14	346

ウ 年齢別

年 齢	18歳 未満	18～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳 ～	合計
実人員	11	42	152	67	37	30	6	1	346

(7) 医療相談

福祉事務所	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	合計
相談件数	9	3	11	13	14	13	10	73

## 6 精神保健福祉関連業務

### (1) 業務内容

#### ア 地域支援

地域支援では、主たる業務を支援困難事例に対するアウトリーチ活動と位置づけた。支援対象者は病状の認識を欠き、援助希求に乏しい事が多い。その要因として、病状に加えて、貧困、単身、高齢、虐待などの生活背景のストレス要因が大きく関与していることが考えられる。

本人やその家族と信頼関係を構築しながらの支援を行うには、多くの時間と丁寧な関りが必要となる。そのため、受療支援や家族支援も多くの割合を占めている。また、病状、生活課題が複雑多岐に渡っている多問題ケースも多く、多くの関係機関との連携支援により地域生活の安定維持を図るための支援を行っている。

#### 支援者数

性別	男	女	合計
実人員	388	322	710

#### 支援方法

対応	合計	来所	訪問	電話	メール	ケア会議
延数	12,246	215	2,245	8,456	1,179	151

#### 内訳

電話・連絡				来所・訪問						
総数	本人	家族	関係機関	総数	来所	家庭	区役所	医療機関	事業所	その他
8,501	1,685	611	6,205	2,457	215	679	400	637	251	275

#### イ 医療観察法支援

心神喪失者等医療観察法に伴う地域支援は、地域社会における処遇のガイドライン（H17.4 法務省作成）に準拠して行っている。処遇期間中の医療観察法対象者への支援の調整は横浜保護観察所の社会復帰調整官が行うこととなっているが、地域処遇においては医療面だけでなく生活上の支援を行うことも極めて重要である。各地域支援室では、処遇終了後を見据え、地域生活へのスムーズな移行や定着、一般精神医療への移行、地域支援体制の橋渡し等、支援体制ののりしろ役を担い、処遇開始当初から処遇終了後まで継続した支援を行っている。

#### 支援者数

性別	男	女	合計
実人員	9	3	12

支援方法

対応	来所	訪問	電話	メール	ケア会議	合計
延数	5	66	155	13	61	300

内訳

電話・連絡				来所・訪問						
総数	本人	家族	関係機関	総数	来所	家庭	区役所	医療機関	事業所	その他
155	10	0	145	66	5	5	8	34	8	6

ウ 関係機関支援・地域連携

(ア) 各区精神保健カンファレンス

各区精神保健係が開催する精神保健カンファレンスに総合リハビリテーション推進センター医師と各地域支援室担当者2～3名とで出席し、広義の精神疾患ケースの支援についてコンサルテーションを行っている。概ね月1回のペースで開催されるこのカンファレンスは、直接医師からコンサルテーションを受けられる場として有効活用され、高齢・障害課のみならず、地域支援課や保護課等、他の職員にとっても貴重なスーパーバイズの間となっている。また提出された事例の中で、必要に応じ、連携して支援を行う流れとなっている。

各区カンファレンスへの出席回数

種別	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
出席回数	12	9	9	9	10	10	24	83
検討・共有事例数	49	24	86	60	52	35	86	392

※ 区によって検討方法が異なる。

(イ) 地域連携会議

関係機関が連携して事例検討やネットワークの強化等を行う会議等に参加し、各関係機関と情報交換を行うとともに、事例検討等でコンサルテーションを行った。

(ウ) 北部メンタルネットワーク会議

多摩区・麻生区を中心とする医療機関、訪問看護ステーションおよび地域相談支援機関、区役所職員を対象に連携強化と技能向上を目的とした会議を開催している。年3回実施し、今年度は『障害者虐待について』『高齢者支援について』『児童相談所について』をそれぞれテーマとし、講義とグループワークを行った。

エ グループ活動

(ア) 当事者グループ（若者グループ）

開催回数：5回 参加人数：延べ6名

(イ) 麻生図書館ボランティア（毎月第2・4金曜午前）

開催回数：22回 参加人数：延べ52名

毎回2～3名が参加。リユース本のシール貼り作業を中心に行っている。

社会資源やサービスにつながりにくい方の活動の場、作業レベルや集団活動のアセスメントの場になっている。

オ こころの健康課、企画・連携推進課との協働

(ア) こころの健康課・地域支援室等事例検討会議 (P47 参照)

(イ) 措置入院患者の退院後支援 (P47 参照)

(ウ) 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業

自殺対策担当とともに連携会議 (隔月) へ出席した。

連携会議出席回数: 5 回 (書面開催含む)

(エ) ひきこもり支援事業

ひきこもり地域支援センター・地域支援室連携会議

出席回数: 5 回

(2) 自立支援医療 (精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定業務

区役所から送付された自立支援医療 (精神通院医療) 支給申請及び精神保健福祉手帳交付申請について、毎月 2 回開催する判定会において、判定を行っている。

精神障害者保健福祉手帳の判定業務では、診断書が添付された申請の手帳交付可否及び障害等級について、精神科医療に従事する複数の医師により、厚生労働省の判定要領に基づき精神疾患の状態とそれに伴う生活能力障害の両面から、総合的な判定を実施している。

年金証書等での申請は、障害年金受給の事実を確認し、厚生労働省の要領に基づき、年金等級に応じた手帳の決定を行っている。

判定終了後、各区役所が手帳交付を行うための決定処理 (結果入力等) を総務・判定課で行っている。

・自立支援医療 (精神通院医療)

精神障害者の医療の受診確保を容易にするため、通院医療費の一定割合を公費負担する制度。

・精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立生活や社会参加の促進を図ることを目的にしている。手帳を持つことで税金控除等のサービスが受けられる。初診日から 6 か月以上経過している方で、日常生活または社会生活に障害がある方が対象である。

判定会開催状況

	開催回数	自立支援医療 (精神通院医療)			精神障害者保健福祉手帳		
		審査件数	承認件数	不承認件数	審査件数	承認件数	不承認件数
令和6年度	24	31,829	31,828	1	9,872	9,848	24
令和5年度	24	29,487	29,467	20	9,407	9,382	25
令和4年度	24	28,670	28,649	20	8,326	8,295	31
令和3年度	24	27,027	27,003	24	8,382	8,369	13
令和2年度	24	28,725	28,709	16	6,867	6,850	17

## 7 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮し、その適正な医療を確保することを目的とし、患者の入院（医療保護入院）及び入院継続（医療保護入院・措置入院）の要否、入院中の患者からの退院請求・処遇改善請求について、公正かつ専門的見地から審査を行った。

患者の入院（医療保護入院）及び入院継続（医療保護入院・措置入院）の要否に関する審査状況

		審査件数	審査結果件数			審査中	
			現在の入院形態が適当	他の入院形態への移行が適当	入院継続不要		
医療保護入院の届出	令和6年度	1,776	1,776	0	0	0	
	令和5年度	1,683	1,683	0	0	0	
	令和4年度	1,530	1,528	0	0	2	
	令和3年度	1,186	1,184	0	0	2	
	令和2年度	1,459	1,457	0	0	2	
入院中の定期報告等	医療保護入院	令和6年度	1,043	1,043	0	0	0
		令和5年度	584	584	0	0	0
		令和4年度	569	569	0	0	0
		令和3年度	594	594	0	0	0
		令和2年度	663	661	0	0	2
	措置入院	令和6年度	5	5	0	0	0
		令和5年度	4	4	0	0	0
		令和4年度	2	2	0	0	0
		令和3年度	1	1	0	0	0
		令和2年度	1	1	0	0	0

入院中の患者からの退院・処遇改善請求に関する審査状況

			請求 件数	審査 件数	審査結果件数		取下	審査要件 消失	審査中
					入院又は 処遇は適当	入院又は 処遇は不適 当			
退 院 請 求	医 療 保 護 入 院	令和6年度	30	19	19	0	5	6	0
		令和5年度	35	23	23	0	12	0	0
		令和4年度	34	17	17	0	12	5	0
		令和3年度	32	18	18	0	8	6	0
		令和2年度	28	19	19	0	4	4	1
	措 置 入 院	令和6年度	26	8	8	0	5	13	0
		令和5年度	26	13	12	1	9	4	0
		令和4年度	35	11	10	1	7	17	0
		令和3年度	12	4	3	1	3	5	0
		令和2年度	16	8	8	0	1	7	0
処 遇 改 善 請 求 ※	医 療 保 護 入 院	令和6年度	4	2	2	0	1	1	0
		令和5年度	0	0	0	0	0	0	0
		令和4年度	1	1	1	0	0	0	0
		令和3年度	3	2	2	0	1	0	0
		令和2年度	7	3	3	0	2	2	0
	措 置 入 院	令和6年度	4	2	2	0	0	2	0
		令和5年度	1	1	1	0	0	0	0
		令和4年度	1	1	1	0	0	0	0
		令和3年度	7	5	3	2	1	1	0
		令和2年度	2	2	2	0	0	0	0

※ 退院請求と同時請求を含む。

## 8 精神保健福祉相談

### (1) こころの電話相談

平成14年度の精神保健福祉センター開設時から「こころの電話相談」を開始し、平日の9時から16時まで、市民を対象とした匿名での電話相談を行ってきたが、市民サービス拡充のため、平成26年度から開設時間を平日の9時から21時までに延長した。そして、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引く中、感染に対する不安、仕事や社会生活の変化に伴うストレスなど、こころの健康への影響が懸念されており、市民のこころの健康を保持増進するため、令和3年6月より土日、祝日及び年末年始における開設時間を拡充している。(年末年始は17時まで)

#### 相談者続柄

	件数	本人	家族							その他
			計	父	母	配偶者	同胞	子	その他	
令和6年度	11,016	10,789	184	16	90	38	17	23	0	43
令和5年度	10,934	10,618	260	16	137	46	29	32	0	56
令和4年度	9,863	9,525	275	22	133	53	22	45	0	63
令和3年度	8,705	8,285	336	23	171	64	38	40	0	84
令和2年度	5,303	5,029	226	25	114	42	20	25	0	48

#### 相談者及び対象者性別

計	相談者			対象者		
	男	女	不明	男	女	不明
11,016	4,010	7,001	5	4,048	6,955	13

#### 対象者の住所

計	市内	市外	不明
11,016	10,749	174	93

#### 相談経路

計	初めて	2回目	常連(3回目以上)	不明
11,016	1,557	5,526	3,892	41

#### 相談内容

計	精神的な病気・障害に関する事	行動上の問題に関する事	依存に関する事	対人関係及び心理的な事	制度・福祉・暮らしの事	児童・教育に関する事	人権に関する事	その他
11,016	1,147	256	71	8,275	803	36	8	420

#### 対象者受診歴

計	受診歴あり				なし	不明
	小計	通院中	入院中	現在なし		
11,016	7,083	6,234	9	840	403	3,530

#### 受診歴ありの診断名

計	統合失調症	気分障害	人格障害	不安障害	てんかん	アルコール依存症	嗜癖	摂食障害	発達障害	その他	不明
11,016	2,823	1,452	14	443	31	20	15	26	677	260	5,255

自殺関連の相談

計	自殺関連あり	自殺関連なし
11,016	406	10,610

(2) 特定相談及びその他の相談

ア 特定相談（電話、来所、訪問）

相談件数

相談件数	相談実数
426	505

相談種別件数

計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康づくり	摂食障害	うつ・うつ状態	GID	その他
505	2	14	156	41	60	47	23	2	16	2	142

イ メール相談

相談者数

計	本人	家族	その他	計
アルコール・薬物	7	11	3	21
女性のための依存症電話相談	3	0	0	3

(3) 思春期電話相談（特定相談事業）

ア 相談状況

実数...39 ケース、延相談件数...47 件

イ 各事業状況

事業別一覧

	事業名・講師名	実施回数	参加延人数
技術援助・指導	思春期相談スーパーバイズ 小野 和哉（聖マリアンナ医科大学病院）	12	159
教育研修	思春期精神保健福祉におけるアセスメント 石井 美緒（川崎市こころの健康課）	1	47

#### (4) 依存症対策

平成 29 年 6 月厚生労働省が「依存症対策総合支援事業の実施について」の通知を発出し、令和元年 8 月に神奈川県が「神奈川県依存症相談拠点機関設置運営事業実施要綱」を施行した。川崎市では、令和 2 年 1 月に川崎市精神保健福祉センター(現総合リハビリテーション推進センターこころの健康課)が「依存症相談拠点」として、指定を受けており、相談支援拠点として 5 つの事業に関して、必要な取り組みを進めている。

##### ア 連携会議運営事業

###### (ア) 依存症情報交換会

- ・目的：地域の依存症に関する情報や課題を共有し、共に川崎市における依存症支援体制の充実に努める。
- ・日時：令和 7 年 2 月 4 日（火）
- ・出席者：川崎市内の依存症回復支援施設及び自助グループ（アルコールケアセンターたんぼぼ、川崎マック、川崎ダルク、K-GAP、Nesting、AA、ホッとスペース中原、更生保護法人川崎自立会）、健康福祉局精神保健課、南部地域支援室、川崎区役所精神保健係、こころの健康課、久里浜医療センター医師 計 18 名

###### (イ) 組織支援・連携協力

- ・川崎アディクションフォーラム実行委員会
- ・川崎南部協力委員会
- ・地域連携推進会議（川崎マック、川崎ダルク）

##### イ 専門相談支援事業

###### (ア) 特定相談（電話、来所、訪問）

相談種別件数（P40（2）ア「相談種別件数」再掲）

計	アルコール	薬物	キャンパブル
257	156	41	60

###### (イ) メール相談・その他の相談（P40（2）イ再掲）

相談者数

計	本人	家族	その他	計
アルコール・薬物	7	11	3	21
女性のための依存症 電話相談	3	0	0	3

##### ウ 支援者研修事業

###### (ア) 教育研修

- ・依存症対応力向上研修（計 5 回）
- ・神奈川県麻薬等薬物相談員自主研修会

###### (イ) 技術指導・技術支援

- ・アルコール依存症に関する事例検討会
- ・断酒新生会酒害相談員研修

##### エ 治療・回復支援事業

・だるま〜ぷ

平成 25 年度に、国立精神保健研究所薬物依存症部の協力を得て、アルコール・薬物依存症者に対して認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」を制作し、平成 26 年度より実施している。プログラムは 1 コース 10 回シリーズで構成しており、川崎マックなど市内の依存症回復支援施設の協力を得て実施している。

参加者数

開催回数	参加者 (延)	参加者 (実)
10	71	8

また、令和 6 年度は依存症回復支援機関（川崎ダルク）でのだるま〜ぷ実施に伴い、職員が施設に出向し、技術指導も行った。

参加者数

開催回数	参加者 (延)	参加者 (実)
4	27	8

オ 家族支援事業

(ア) アルコール依存症問題家族セミナー

- ・対象：家族のアルコールの問題で困っている方
- ・内容：講義と参加者のわかちあいの形式。アルコール依存症の知識と家族の対応についての学習及び家族同士の問題共有と支え合い。回復への体験談を聞く機会も設けている。
- ・講師：内田 摩弥（大石クリニック）

参加者数

開催回数	参加者 (延)	参加者 (実)
12	66	21

(イ) 薬物・ギャンブル問題家族セミナー

- ・対象：家族の薬物やギャンブルの問題で困っている方
- ・内容：講義と参加者のわかちあいの形式。薬物・ギャンブル依存症の知識と家族の対応についての学習及び家族同士の問題共有と支え合い。回復への体験談を聞く機会も設けている。
- ・講師：菅野 真由香、三尾谷 明宏（大石クリニック）

参加者数

開催回数	参加者 (延)	参加者 (実)
12	93	27

## 9 こころの相談所（診療業務）

### （1）診療時間

月曜 13：00～17：00

水曜 9：00～12：00、13：00～17：00

新規患者への事前面接、個別支援等は診療時間外にも随時実施

### （2）診療実績

外来患者実数（新規）：11名

外来患者実数（再来）：64名

外来患者延数：1,021名

1日平均外来患者数：10.9名（年間診療日数93日）

#### 新規患者照会元

当所では医療・保健・福祉の連携が必須となり、民間医療機関では受け入れが困難なケースを対象としており、原則として関係機関等の紹介のある患者を受け入れている。

#### 新規患者紹介元内訳

	計	保健所	福祉関係	医療機関	教育機関	自助G	その他
男	3	1	1	1	0	0	0
女	8	2	5	1	0	0	0

患者内訳

新規再来別	男女別	合計	病名											
			F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F99	G40	G47
			症状性を含む器質性精神障害	精神作用物質使用による障害	統合失調症及び妄想性障害	気分障害	ストレス身体表現・神経症性障害	生理的障害・身体的要因行動症候群	成人の人格及び行動の障害	知的障害	心理的発達の障害	特定不能の精神障害	てんかん	睡眠障害
新規	計	12	0	6	1	1	2	0	1	1	0	0	0	0
	男	4	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	女	8	0	3	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0
再来	計	64	0	18	7	13	16	1	2	1	5	0	1	0
	男	45	0	16	5	8	7	1	2	1	5	0	0	0
	女	19	0	2	2	5	9	0	0	0	0	0	1	0
合計	計	76	0	24	8	14	18	1	3	2	5	0	1	0
	男	49	0	19	5	8	7	1	2	2	5	0	0	0
	女	27	0	5	3	6	11	0	1	0	0	0	1	0

「ICDコード」：国際疾病分類第10版（ICD-10）2013年版準拠

※ 病名は複数の場合あり。

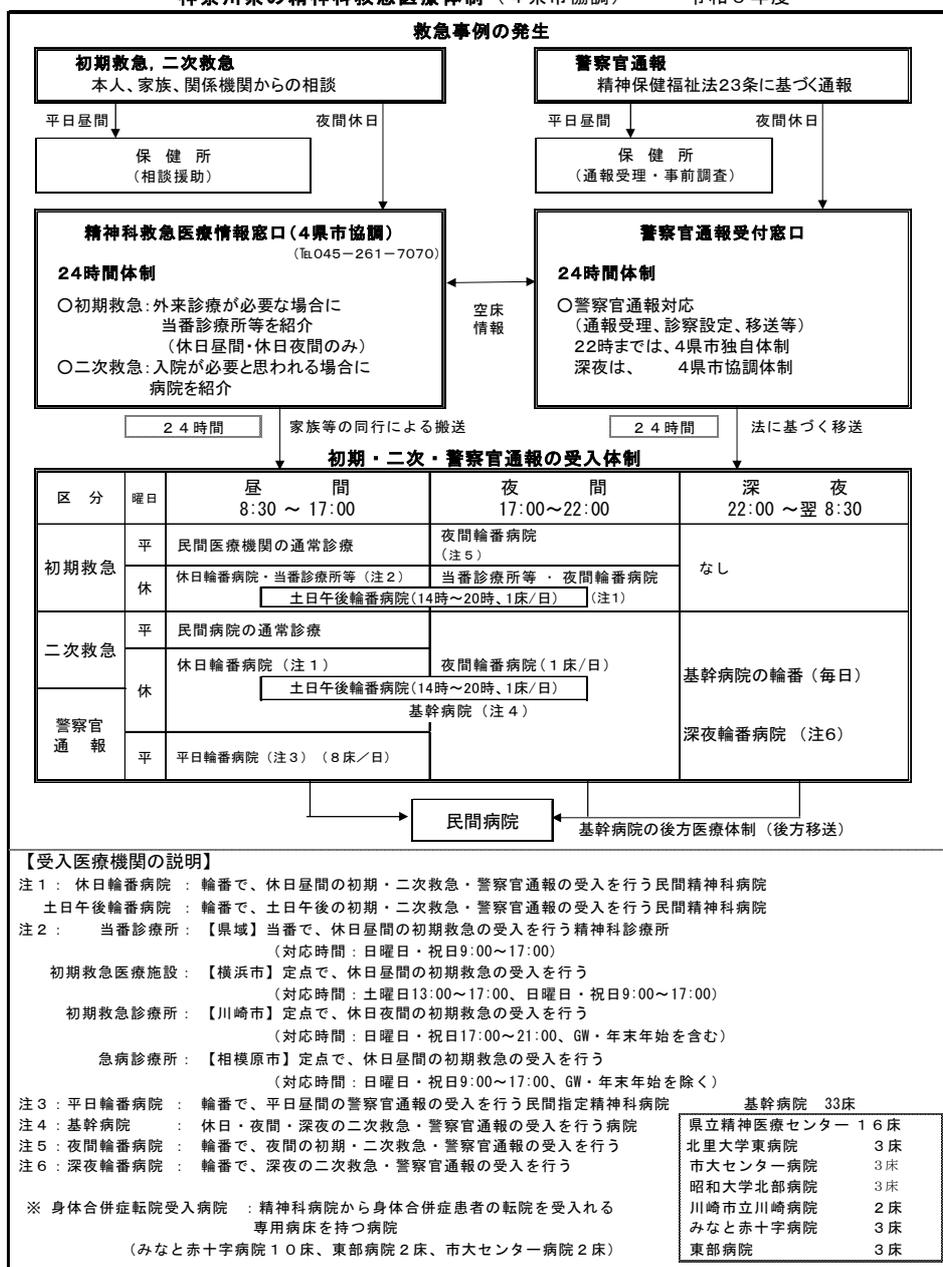
# 10 精神科救急

精神科救急担当は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により緊急に精神科医療を必要とする場合に、その状態に応じて迅速かつ適切に医療につなげ、精神科救急患者の医療の確保と保護を行う精神科救急医療業務を担う。神奈川県、横浜市及び相模原市との4県市協調事業として24時間365日体制で運用している。

また、精神科救急を経て措置入院となった者が退院後に地域で安心してその人らしい生活を送るために、包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的とし、退院後支援に取り組んでいる。退院後支援は、平成31年3月に策定した「川崎市における措置入院患者の退院後支援の手引き」（令和6年1月改訂）に基づき、精神科救急担当と各地域支援室が協働して運用している。

## (1) 精神科救急医療体制の概要

神奈川県の精神科救急医療体制（4県市協調） 令和6年度



神奈川県精神保健福祉センター 横浜市こころの健康相談センター 川崎市総合リハビリテーションセンター 相模原市精神保健福祉課

## (2) 精神科救急医療情報窓口

### ア 窓口運営時間

(ア) 平日 17時～翌8時30分

(イ) 休日 8時30分～翌8時30分

### イ 精神科救急医療受け入れ医療機関の体制

#### (ア) 当番診療所

休日昼間・夜間に初期救急を行う精神科診療所を、県域および政令3市に確保し輪番対応

#### (イ) 休日輪番病院

土日祝休日昼間に全県1区で、1日4病院に各々空床1床確保し輪番対応

#### (ウ) 基幹病院

夜間・深夜・休日については、公立及び大学付属病院7つの指定病院等で対応

### 実績（川崎市分）

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話相談件数	49	60	58	69	46	49	56	48	57	72	51	66	681
病院紹介件数	4	3	6	4	2	0	7	6	6	8	4	5	55

## (3) 精神保健福祉法条文別の診察結果等状況

### 令和6年度通報等受付件数・診察結果内訳

	22条	23条					24条	25条	26条	26条の2	26条の3	27条2項	合計
	(一) 診察及び 一般からの 保護の申請	平日	休日	夜間	深夜	23条 合計	検 察 官 の 通 報	保 護 観 察 所 の 長 の 通 報	矯 正 施 設 の 長 の 通 報	精 神 病 院 の 管 理 者 の 届 出	指 定 通 院 医 療 機 関 管 理 者 ・ 保 護 観 察 所 通 報	市 長 の 職 権 に よ る 診 察	
申請・通報届出件数	1	90	28	70	89	277	20	0	53	0	0	0	351
取下げ件数	0	2	0	2	2	6	0	0	0	0	0	0	6
診察不実施件数	1	34	12	30	29	105	7	0	53	0	0	0	166
診察件数	0	54	16	38	58	166	13	0	0	0	0	0	179
診察結果	措置入院	0	47	13	31	49	140	12	0	0	0	0	152
	緊急措置入院	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	再診察で不要措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療保護入院	0	1	2	2	2	7	1	0	0	0	0	8
	任意入院	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	2
	入院外診療	0	3	0	4	6	13	0	0	0	0	0	13
	医療不要	0	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	3
措置率 (%)	0	89	81	82	84	85	92	0	0	0	0	85	

#### (4) こころの健康課・地域支援室等事例検討会議

毎月1回、前月に精神保健福祉法に基づく通報となった全事例について、こころの健康課精神科救急担当と地域支援室とで措置診察の要否判断に至るプロセスや措置診察の状況を振り返り、人権に対する配慮が適切に行われたことを確認するとともに、個別事例の地域における支援について検討している。令和6年度については全351件の通報事例について検討を行った。

#### (5) 措置入院者の退院後支援

平成31年4月より、「川崎市における措置入院患者の退院後支援の手引き」に基づき、こころの健康課と3地域支援室とが協働し運用している。事例検討会での協議をふまえ、本人及び家族等のニーズに合った支援を組み立てるよう努めており、「手引き」に基づく計画を策定する退院後支援、計画策定はないが従来通りの行政による支援（通常支援）、高齢や児童、知的・身体障害など他部署中心の支援等を行っている。

令和3、4年度は事業開始後の実績を振り返り、より幅広い対象者への効率的な支援導入を目指し、手引きの改訂を行った。具体的には、計画策定に要する一連の作業や複数回の面接設定を簡便化し、当事者と支援者が限られた面接場面でも合意形成を行えるようにした。また、市内に帰住する措置入院者全員に対し、行政による支援の案内を徹底するため、入院時に原則全例に書面による支援案内を配布すると共に、入院中の面接を強化した。

令和5年度は、市外で措置入院となった者についても退院後支援の対象となりうるため、退院後の居住地を管轄する地域支援室が主体となり対応することの明文化や、退院後支援について同意取得後の期限が明確化されていなかったため、当該病院に入院してから1年と定義すること、対象者や家族に広く周知できるよう「計画」という文言を削除する等、手引きの改訂を行った。

令和6年度は、区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課との連携強化に重点を置き、定期開催される会議の中で、精神科救急被通報者の退院後支援の状況を共有し、退院後支援の在り方について、周知と連携強化を進めた。

#### 措置入院者の院内面接及び退院後支援状況

措置入院		172 (100%)	126 (100%)	153 (100%)	
入院時支援案内		原則全例	原則全例	原則全例	
院内面接	あり	99 (58%)	74 (59%)	102 (67%)	
	なし・保留中	73 (42%)	52 (41%)	51 (33%)	
退院後支援状況	他縣市帰住		21	16	25
	市内帰住	151 (100%)	110 (100%)	128 (100%)	
	退院後支援	61 (40%)	41 (37%)	73 (57%)	
	通常支援	35 (23%)	28 (25%)	16 (13%)	
	他部署中心の支援	13 (9%)	12 (11%)	17 (13%)	
	相談時対応	24 (16%)	12 (11%)	9 (7%)	
	支援不可	5 (3%)	2 (2%)	5 (4%)	
その他	13 (9%)	15 (14%)	8 (6%)		

## 1 1 地域移行・地域定着支援体制整備事業、医療観察法

### (1) 地域移行・地域定着支援体制整備事業

精神障害者の地域移行・地域定着支援が精神科病院と関係機関との連携により支援が円滑に実施できるように、生活保護・自立支援室の生活保護精神障害者地域移行推進員（以下、「推進員」という）と協働し、個別の退院支援等の調整や事業推進に関する研修等を実施している。

#### ア 実施体制

企画・連携推進課 障害者支援担当係長 2 名、推進員 1 名（令和 7 年 2 月～）の 3 名で事業運営を実施した。

#### イ 業務実績

推進員が令和 7 年 1 月まで欠員であったため、従前より実施してきた福祉事務所への地域移行支援に係る事業説明及び巡回相談がほぼ実施できなかった。また福祉事務所等からの相談に対しても電話対応程度に留まった。

相談件数（延べ人数）

	計	生活保護	生活保護以外
医療機関	6	4	2
高齢・障害課	5	2	3
障害者相談支援センター	5	3	2
保護課	0	0	
本人	0	0	0
計	16	9	7

問合せ件数（インテーク）

	継続			新規			終結			次年度継続		
	計	市外	市内	計	市外	市内	計	市外	市内	計	市外	市内
男	1	1	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0
女	0	0	0	4	4	0	2	2	0	2	2	0
計	1	1	0	5	5	0	4	4	0	2	2	0

訪問、ケア会議回数

	計	生活保護	生活保護以外
医療機関	3	0	3
関係機関	1	0	1
本人	0	0	0
来所	0	0	0
計	4	0	4
ケア会議	2	0	2

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（構築推進事業）

ア 川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業

(ア) 川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議

退院が可能な対象者全員に必要な支援を届けること、また退院後の支援体制の充実を図るため、当事者をはじめ、医療機関・保健、福祉、居住支援関係職員等が連携を図りながら支援体制を構築している。令和6年度から川崎市自立支援協議会の専門部会の位置づけから変更となっている。

推進会議は年6回開催し、居住支援、ピアサポート、家族支援の3つのテーマについてワーキングを設置して、課題の改善に向けた協議や普及啓発等の研修会を行っている。

川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議

回数	開催日	参加数(構成員、事務局員)
1	4月17日	32名
2	6月19日	34名
3	8月21日	33名
4	10月18日	34名
5	12月18日	34名
6	2月19日	35名

川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議事務局会議

	開催日	参加数(事務局員)
1	5月15日	11名
2	7月17日	12名
3	9月18日	12名
4	11月20日	12名
5	1月15日	13名
6	3月15日	13名

(イ) 精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議研修会

精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議・川崎市居住支援協議会共催

「住宅確保要配慮者の住まいのあり方について」

参加者 36 名（不動産店 7、精神科病院 2、障害福祉 21、行政 5、その他 1）

会場：川崎市総合自治会館

第 1 部 精神科医師によるミニレクチャー

総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 担当課長 柴崎 聡子

第 2 部 福祉分野職員と不動産事業者との意見交換（グループワーク）

アンケート結果（一部抜粋）

- ・居住支援に関する制度について学ぶ機会が持ててよかった。
- ・不動産事業者の方と意見交換させていただき、今後の業務に役に立つと思う。
- ・住宅確保要配慮者の居住支援を大家さん任せにせず、行政が責任をもって進めてほしい。

(ウ) ピアサポート活動に関するアンケート調査の実施

調査目的：川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援推進会議において、ピアサポート活動推進のため、本市の精神保健福祉に関連する機関において、精神障害当事者同士による仲間同士の支援が行われているのか、また精神障害当事者による仲間同士の支援に各機関としてどのような支援を行っているのかについて把握し、取組の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施した。

調査対象：市内で精神科デイケアを行う医療機関、地域活動支援センター、障害者相談支援センター、就労援助センター、就労系事業所、障害者支援施設（宿泊型自立支援・ショートステイ）、行政機関 延べ383施設

調査方法：WEB（Logoフォーム）によるアンケート調査 回答は1機関につき1回答とした。

回答状況：有効回答数 75 件（回答率 19.6%）

アンケート調査結果（まとめ）

精神障害当事者による仲間同士の支え合いの場や効果が認識されている一方で、市内の活動での相互交流が行われておらず、活動推進のためには相互の情報共有、交換の促進が必要であると考えられた。ピアサポーター、ピアスタッフの活動の実態から、活動できる人の育成、活動の基盤づくりが必要であり、各機関において、ピア活動についての周知を進める必要がある。

今後の方針

ピアサポート活動について、「一緒に元気になる」というイメージを持って、既存の活動を知ってもらい、ピア活動の良さを共有し、活動する仲間を増やす。今後、「ピア活動に関する普及啓発」「好事例の紹介により、ピアの良さを共有」するための研修や情報交換会の企画・開催、普及啓発物の作成を検討している。

イ 心のサポーター養成事業について

地域包括ケアシステム構築を進めるためには、地域住民の理解や支えも重要であり、地域住民に対する普及啓発を効果的な方法で実施していくことが求められている。構築推進事業の事業メニューにおいて、「普及啓発に係る事業」を実施しているところだが、現状、実施している自治体は少なく、取組例においても地域住民との双方向で実施しているものは多くない。

そのため、「令和 2 年度障害者総合福祉推進事業 課題番号 38 精神障害者の心理的危機に対する早期対応や危機介入方法の普及と教育効果に関する検討」において、「メンタルヘルス・ファーストエイド」の考え方に基づいたメンタルヘルスの知識と対応に関するマテリアル及びその指導方法に関する教育モデルの検討が行われている。

これらの取組を参考に、本事業では「こころサポーターを養成するための 2 時間の研修プログ

ラム」(以下、「心のサポーター養成研修プログラム」という。)及び「心のサポーターの指導者を養成するプログラム」(以下、「指導者養成研修プログラム」という。)の2つのプログラムに基づいた研修を実施し、地域住民に対する初期対応法を広く普及するために、令和3年度から「心のサポーター養成事業」を試行的に実施することとなった。

令和3年度から、神奈川県を含め全国8か所程度でモデル事業として実施し、横浜市及び相模原市とともに、参加した。令和5年度についても、引き続きモデル事業として4県市共同で事業実施に至っている。

(ア) 心のサポーターとは

心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のことを指しており、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の予防や早期介入に繋げることを目的としている。

(イ) 心のサポーター養成研修プログラムの内容

心のサポーター養成研修は共通研修を1時間30分、選択研修を30分間の計2時間の研修となっている。今年度、選択研修は一律で「こころの病気について学ぶ」を実施した。

a 心のサポーター養成研修

- ・イントロダクション(心のサポーター養成研修参加者の声や研修の内容と目標等)
- ・心のサポーターの紹介
- ・こころの病気の実際
- ・こころの病気からの回復
- ・こころサポートする方法
- ・グループワーク(聴くワークやこころのセルフケア)
- ・まとめ

b 選択研修(下記から1つ選択し、実施)

- ・ストレスコーピングでセルフケア
- ・こころの病気について学ぶ
- ・摂食障害について学ぶ
- ・てんかんについて学ぶ
- ・高次脳機能障害を知ろう

(ウ) 令和6年度開催実績

神奈川県・横浜市・相模原市・川崎市においては、計10回の開催があった。対面形式による集合開催のほか、オンラインによる開催もされ、4県市共同での実施体制の下、合計708名の参加があった。なお、川崎市内において地域住民を対象とした対面形式による集合開催の回は下記のとおり。

- |                |              |           |
|----------------|--------------|-----------|
| ・令和6年9月13日(金)  | 会場：川崎市総合自治会館 | 参加者数：64名  |
| ・令和6年10月11日(金) | 会場：川崎市役所本庁舎  | 参加者数：103名 |
| ・令和6年11月13日(水) | 会場：川崎市麻生区役所  | 参加者数：92名  |

### (3) 医療観察法対象者への地域支援

ア 実施体制

心身喪失者等医療観察法に伴う地域支援は、地域社会における処遇のガイドライン(平成17年4月法務省作成)に準拠して行っている。医療観察法対象者へのコーディネートは横浜保護観察所の社会復帰調整官が行うこととなっているが、地域処遇においては医療面だけでなく生活上の支援を行うことも極めて重要であることから、対象者への安定・継続した支援を行う必要性を考

慮し、保護観察所より協力依頼を受けた初期段階から市内3か所に設置する地域支援室を中心に関わりを持つこととしている。実際の支援はケア会議で決定されるが、各区地域みまもり支援センターや相談支援事業所と協力して定期的な家庭訪問を行い、生活状況を把握するほか、関係機関と連絡を密に取り、対象者が安定した地域生活が営めるよう様々な相談支援を行っている。

当センターでは、市全域の医療観察法対象者の状況把握を行うとともに、当市の医療観察法に関する窓口として保護観察所との連絡調整を担っている。

#### イ 関係機関会議

市全域の医療観察法対象者の状況把握を行うとともに、当市の医療観察法に関する窓口として保護観察所との連絡調整を担うため、関係機関との会議に参加した。

- ・医療観察制度地域連絡協議会・・・0回
- ・医療観察制度運営連絡協議会・・・1回

#### ウ 研修会の開催

(ア) 令和6年度 川崎市・横浜保護観察所による「心神喪失者等医療観察制度の基礎知識」

参加者 36名

会場：川崎市総合自治会館

### (4) 入所施設からの地域移行（地域定着支援）事業

本市の第5次かわさきノーマライゼーションプランの「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支えあう、自立と共生の地域社会の実現」を基本理念に、丁寧な意思決定支援によって入所施設を利用した上で生活の再構築に取り組み、身近な地域で自分らしく暮らし続けられるように、川崎市入所施設からの地域移行推進会議を設置し、重層的な支援体制の整備に向けて取り組みを進めている。

#### ア 実施体制

(ア) 障害計画課事業調整担当係長1名、職員1名、企画・連携推進課障害者支援担当係長1名、職員1名及び地域移行コーディネーター3名（桜の風2名、川崎授産学園1名）が事務局となり部会の運営を行った。

(イ) 入所施設からの地域移行推進会議の開催

回数	開催日	参加数(構成員/事務局員)
1	7月 1日	18名
2	11月 1日	18名
3	令和7年1月31日	18名

回数	開催日	参加数(事務局員)
1	4月12日	6名
2	5月10日	7名
3	6月 5日	6名
4	6月20日	6名
5	7月23日	6名

6	8月 9日	6名
7	10月17日	7名
8	10月28日	7名
9	11月21日	7名
10	12月18日	7名
11	12月20日	6名
12	令和7年 1月 9日	6名
13	1月27日	6名

#### イ 業務実績

(ア) 地域移行支援に関わる機関がその理念や全体像をイメージを共有し、具体的に取り組を進めることができるよう、標準例として「川崎市入所施設からの地域移行業務ガイドライン (Ver1.0)」の小規模な改定を行った。(令和6年11月)。

(イ) ガイドライン概要版作成に向けたワーキング

令和6年10月16日、11月6日、12月5日、令和7年1月16日 全4回開催

#### ウ 研修会等の開催

(ア) 地域移行に向けた交流研修会 対象：市内入所施設職員

令和6年9月20日(金)開催 会場：柿生学園 参加者 13名

(イ) 地域移行実践報告会

令和7年2月12日(水)開催 会場：川崎市総合自治会館 参加者24名

ガイドラインの説明、川崎授産学園、なごみ福祉会による実践報告、グループワーク

## 1 2 社会的ひきこもり対策事業

令和3年4月から、広くひきこもり状態にある本人や家族等からの一次相談と、原則18歳以上の明らかな障害のないひきこもり状態にある本人や家族等の継続相談（二次相談）を担う専門相談機関として「川崎市ひきこもり地域支援センター」を設置（委託により運営）している。

同センターは、相談受付時間を19時までとするほか、土曜・祝祭日も開所するなど、多様なライフスタイルに応じられる体制で運営しており、心理や精神保健等に係る専門職を配置することで、ニーズや状況等に応じた支援機関に適宜つなげるアセスメント機能を担うとともに、グループ活動等を展開している。

### (1) 支援状況

実件数

			小計A	小計B	合計
新規相談	相談のみ（終了）	245	280	245	416
	継続支援（ケース登録）	35		171	
前年度繰越	継続支援（ケース登録）	136	136		

年代別実件数

10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上	不明	計
72	137	87	62	36	3	6	13	416

相談者別実件数

家族親族									当事者	関係機関等	その他	計
母	父	両親	きょうだい	祖母	祖父	祖父母	パートナー	その他				
193	55	11	44	2	1	0	1	9	62	32	6	416

相談支援延件数

電話	メール	来所	訪問 (アウトリーチ)	計
452	63	602	896	2,013

その他の支援延件数

当事者グループ	家族グループ	多機関連携	郵送・他	計
428	108	367	448	1,351

### (2) 新規相談状況

実件数

電話	メール	来所	計
205	63	12	280

### (3) 継続支援（ケース登録）状況

性別案件数

男	女	その他	計
132	39	0	171

年代別案件数

10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上	不明	計
16	73	42	29	11	0	0	0	171

地区別案件数

川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	不明	計
27	13	28	26	29	32	16	0	0	171

受付時点におけるひきこもり延期間別案件数

3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上 18年未満	18年以上21 年未満	21年以上	計
44	38	21	19	11	7	10	21	171

※ 相談開始時における平均ひきこもり延期間 9年0ヶ月

当事者グループ活動状況（数値確認）

	実施 回数	参加延人数			
		男性	女性	その他	計
集団療法的グループ	86	277	9	0	286
うち、プレグループ	47	149	7	0	156
作業系グループ	39	84	58	0	142
合計	125	361	67	0	428

家族グループ活動状況

	実施 回数	参加延人数			
		母親	父親	その他	計
家族教室	3	61	43	4	108
家族懇談会	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	3	61	43	4	108

### 1.3 自殺対策

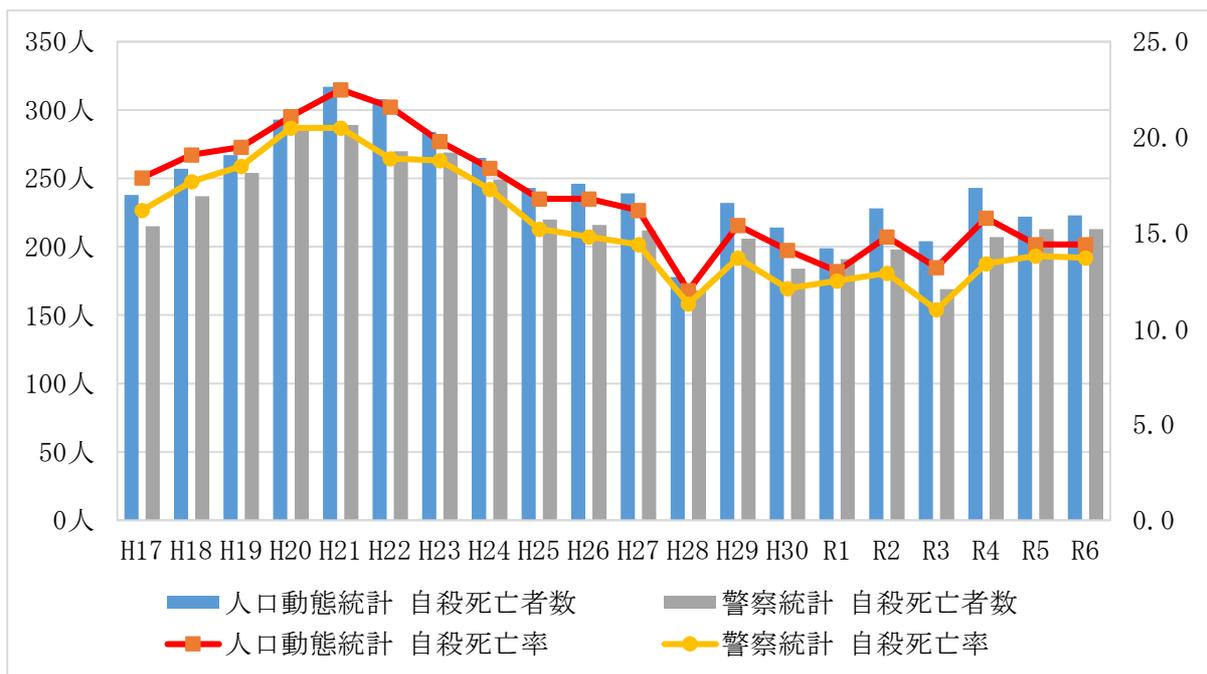
本市の自殺対策は、平成25年12月に制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」をもとに、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、平成27年度以降、3年間を計画期間とする「自殺対策総合推進計画（以下「計画」という）」を定め、自殺対策を推進してきた。

第3次計画までの取組を踏まえ、基礎的な枠組みの構築や課題分析の蓄積が一定進んだことから、より長期的な視点を持って取組を推進・評価していくため、計画期間を3年間から6年間に変更し、令和6年3月に「第4次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定した。

計画では、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念、「ひとりでも多くのいのちを守る」という目標を実現するために、方針1「自殺の実態を知る」、方針2「自殺防止のためにつながる」、方針3「自殺防止のために支える」を掲げ、さらに条例に規定された9つの事項に関して必要な取組を進めている。

#### (1) 川崎市の自殺の現状

		平成20年	平成25年	平成30年	令和4年	令和5年	令和6年
人口動態統計	自殺者数	293	243	214	243	222	223
	自殺死亡率	21.1	16.8	14.1	15.8	14.4	14.4
警察統計	自殺者数	285	220	184	207	213	213
	自殺死亡率	20.5	15.2	12.1	13.4	13.8	13.7



#### (2) 調査研究等

- ・川崎市自殺総合対策におけるゲートキーパー養成研修の研修資材の開発と効果測定
- ・川崎市自殺対策総合推進計画に係る自殺統計分析
- ・川崎市こころの健康に関する意識調査実施（3年に1回/前回調査：2023年）

#### (3) 普及啓発

- ・世界自殺予防デー及び自殺予防週間におけるグリーンライトアップ 9月10日～16日 川崎マリ

エン及びアトレ川崎、夢の絆・川崎

- ・JR 南武線・鶴見線鉄道広告掲出 9月1日～30日、3月1日～31日
- ・広報コーナー（アゼリア地下街）への展示 9月2日～9月16日、2月28日～3月14日
- ・アゼリアビジョンを利用した相談勧奨映像の放映（15秒CM） 9月、3月
- ・ラジオ放送（FMかわさき）での呼びかけ
- ・講演会の開催（P7参照）
  - こころの健康セミナー 8月9日
  - 職場の安全・安心セミナー 2月25日
- ・刊行物の発行・配布（P10参照）

#### （4）人材育成

##### ア ゲートキーパー養成

自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において自殺につながる要因に気づき、必要な支援につなぐことができる人を増やし、また異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防を図ることを目的に実施する。

一般市民から、サービス事業者、専門分野の支援者まで様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修講演に併せて実施した。

合計 20回 1,141人

- （内訳）・一般市民（身近な人に対するゲートキーパー）： 460人
- ・職域・サービス業対象（職務上関わる人に対するゲートキーパー） 396人
- ・教育、医療、保健、福祉相談支援事業者対象： 285人

##### イ 自殺対策関連人材育成（P7～8参照）

- ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修（11月9日）

#### （5）自死遺族支援

##### ア 自死遺族の集い「かわさきこもれびの会」

自死遺族相互の分かち合いを目的とし、平成19年度から神奈川県と合同で開催。

平成21年5月から、川崎市単独での開催に変更した。当センターのこころの健康支援担当を中心に、市内3か所の地域支援室と協働で運営している。また、令和7年1月開催回から、分かち合いの場にピアサポートを導入している。

【日程】隔月開催 14：00～16：00

（5月9日、7月4日、9月5日、11月14日、1月9日、3月6日）

【会場】川崎市総合福祉センター（エポックなかみはら）

参加者数

参加者数	延人数	実数
	12	8

##### イ 自死遺族ほっとライン（専用電話相談）

平成21年9月に川崎市独自で自死遺族専用電話相談を開設。

平成28年4月からは、開始の時間をさらに1時間拡大した。

【日程】毎月第2・4木曜日 12：00～16：00

相談件数

開催回数	相談件数
24	22

## 1 4 リハビリテーション専門職による子どもの発達の評価・助言

### (1) 業務内容

発達に遅れや偏り等がある、またはその疑いがあり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（リハビリテーション専門職）による専門的な評価・助言を要する状況であるにも関わらず、児童相談所への一時保護等の事情により、相談支援機関が関わっているものの、地域療育センター等のリハビリテーション専門職による支援を受けることが難しい児童が一定数存在する。

こうした児童に対する専門的な評価・助言は、令和2年度までは障害者更生相談所にて対応していたが、令和3年度の総合リハビリテーション推進センター設置以降は、児童相談所や各区役所等の相談に応じ、各地域支援室の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が引き続き対応している。

理学療法士(P T)	姿勢および基本動作能力の評価や歩行分析評価と提案、その他障害相談等を実施。
言語聴覚士(S T)	言語発達、発音、吃音等の評価や学習面の評価と提案、難聴児の相談、その他障害相談等を実施。
作業療法士(O T)	感覚・運動面、手指操作面、食事面の評価、眼球運動や目と手の協応の評価、様々な活動の評価と提案、その他障害相談等を実施。

### (2) 相談取扱件数

依頼元	こども家庭センター (現在の南部児童相談所)	中部児童相談所	北部児童相談所	区役所	その他
件数	4	3	1	0	0

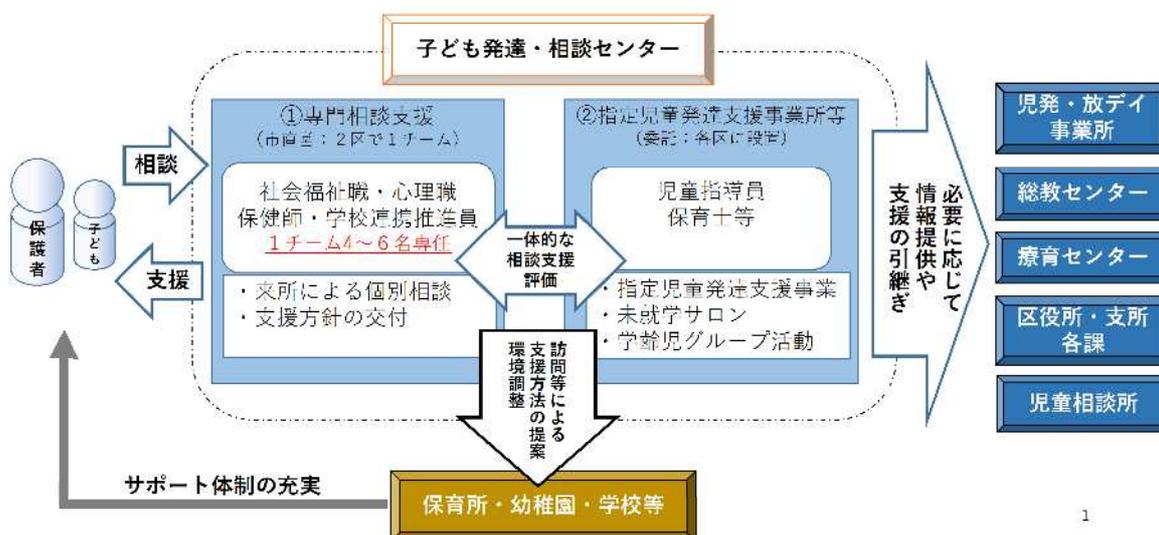
## 15 子ども発達・相談センター（きっずサポート）業務

### (1) 業務内容

急増する子どもの発達に関する相談ニーズ等の高まりに対応するため、新たな専門相談機関として「子ども発達・相談センター（きっずサポート）」を令和3年10月に川崎区・幸区に、令和4年10月に宮前区・多摩区に、令和5年10月に麻生区に、令和6年10月に中原区・高津区に各区1か所設置した。同センターでは相談員が保護者から相談を受け、保護者と一緒に必要な対応方法を検討するとともに、福祉サービス等の利用の提案を行う。

未就学児については、必要に応じて同センター内の児童発達支援事業所等を活用しながら支援する。また、保育所・幼稚園・学校等へ、子どもの対応方法について助言や提案を行う。

<子ども発達・相談センター（きっずサポート）体制図>



ア 相談・支援の流れ（専門相談支援：市直営、児童発達支援事業所等：設置区を管轄する地域療育センター運営法人に委託）

(ア) 子ども・保護者との面談

面談では保護者からの情報収集と、子どもの行動観察等を行う。必要時、子どもの評価を行う。

(イ) 所属（保育所・幼稚園・学校等）への確認

所属のある子どもについては、保護者の同意を得たうえで、所属での子どもの様子を所属に電話・訪問等で確認する。

(ウ) 集団での行動観察

場合によっては、同センター内の指定児童発達支援事業所の体験利用で、行動観察を行う。

(エ) 支援方針の作成・交付

「支援方針」とは、子ども発達・相談センターで作成する子どもに必要な支援内容を整理したものである。子どもに合わせた対応方法や利用できる福祉サービスを書面にて作成し、保護者等に提案する。

(オ) 同センター内児童発達支援事業所等の利用

未就学児でかつ利用対象になる子どもには、指定児童発達支援事業の利用を提案する。

指定児童発達支援事業所の職員は、子どもの発達の経過を見たり保護者に対応方法を助言し、必要な場合は継続支援先へつなぐ等、支援を行う。なお、同事業の利用期間はおおむね3か月（1クール）を基本とする。

また、指定児童発達支援事業以外にも、未就学児向けのサロンや、学齢児向けのグループ活動を実施し、子どもと保護者の支援をする（市単独の委託事業）。

(カ) 対応機関の調整

引き続き支援が必要な場合には、必要な福祉サービス利用や子どもの所属での支援が継続されるよう、関係機関と調整する。

イ 職種

専門相談支援（市直営）	児童発達支援事業所等（委託）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉職</li> <li>・ 心理職</li> <li>・ 保健師</li> <li>・ 学校連携推進員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童指導員</li> <li>・ 保育士 等</li> </ul>

(2) 相談件数

ア 来所児童数  
1,633 人

イ 来所児童年齢内訳

未就学児 ※（ ）内は新規来所児童数

年齢（学年）	0歳児～2歳児	3歳児～5歳児	合計
人数(人)	540 (530)	817 (687)	1,357 (1217)

学齢児

学年	小1・小2	小3・小4	小5・小6	中学生	高校生	合計
人数(人)	164 (138)	77 (71)	28 (28)	5 (5)	2 (2)	276 (244)

ウ 相談主訴（新規相談のみ・複数選択可）

※ 相談内容の項目として件数の多いもの上位3項目

相談内容	相談者数（人）	相談全体に占める割合
行動面・情緒面	1,095	75%
言語・コミュニケーション	608	42%
対人面	277	19%

参考）新規相談者数：1,461 人

エ 支援方針交付児童数

年齢区分	未就学児	学齢児	合計
交付児童数（人）	1,257	266	1,523

オ 支援方針に記載した対応機関の内訳（複数選択可）

対応機関	子ども発達・相談センター内				外部機関							なし
	児発	未就学 サロン	学齢児 グループ	児発・ 放デイ	所属	区役所/ 支所	地域療育 センター	総合教育 センター	児童 相談所	医療機関	その他	
（件）	845	124	33	398	1,272	98	310	69	15	35	43	2

- ※ 対応機関とは、子ども発達・相談センター（きつずサポート）での相談後、子どもや家族の支援を行う機関として提案したもの
- ※ 未就学サロンと学齢児グループは子ども発達・相談センターで実施している事業  
未就学サロンは、発達支援や子育て支援を行うグループ活動、学齢児グループは児童の特性に合わせて必要なサポートをしながら活動支援を行うグループ活動
- ※ 児発とは児童発達支援事業所の略称で、障害や発達に心配がある未就学児に療育を提供する事業所
- ※ 放デイとは放課後等デイサービス事業所の略称で、就学している障害児に授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を提供する事業所
- ※ その他には「児童家庭センター」や「発達相談支援センター」等が含まれる。

## 1 6 医療的ケア児・者等支援拠点業務

身体障害や知的障害の有無にかかわらず、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的なケアを受けることが不可欠な子どもや大人のことを「医療的ケア児・者」という。現在は、医療の発展により、医療的ケア児・者が増加するとともに、NICU等への入院期間が短くなり人工呼吸器装着であっても生後2～3か月で退院となる事例が一般化してきている。しかし、病院は広域対応しているため地域の社会資源を詳細に把握することが難しい状況にあることから、病院と地域との間に立って退院支援や在宅支援を調整する役割や相談支援の必要性が生じていたため、本市では令和3年4月に医療的ケア児・者等やその家族の相談支援を担う専門機関として「医療的ケア児・者等支援拠点」を市内2か所（南部は市直営で総合リハ推進センターが担当、北部は社会福祉法人に委託）に整備した。

支援拠点では、個別支援として退院支援や医療機関・訪問診療・訪問看護との連絡調整、地域支援として保健・医療・教育・福祉等の各種関係機関との連携体制構築等、災害時支援として災害時個別避難計画の作成や各種施策の情報提供等を担っている。

その他、令和6年度は地域の支援力向上を目的とした「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を企画・実施し、研修を通して浮かび上がった課題の改善を図る場としても活用した。

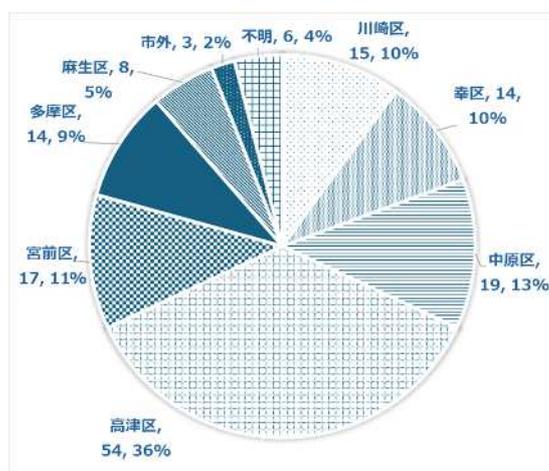
### (1) 相談件数

※「高校生」には「特別支援学校高等部」在籍児童を含む

※「南部」は川崎区・幸区・中原区・高津区を、「北部」は宮前区・多摩区・麻生区を担当

		新規件数 (再相談含む)	終了件数
①南部 (総合リハ) 川崎区・幸区 中原区・高津区	医療的ケア児（高校生以下）	70	28
	医療的ケア者	35	16
	不明	2	2
	合計	107	46
②北部 (それいゆ) 宮前区・多摩区 麻生区	医療的ケア児（高校生以下）	34	44
	医療的ケア者	6	26
	不明	4	8
	合計	44	78
市 合計 (①+②)	医療的ケア児（高校生以下）	104	72
	医療的ケア者	41	42
	不明	6	10
	合計	151	124

### (2) 新規ケースの居住区内訳



## 1 7 あんしん見守り一時入院事業

### (1) 目的

医療依存度の高い在宅で療養中の方が、居宅において療養が困難となった場合に、医療機関への入院治療により療養の継続及び家族の支援を図る。

### (2) 対象者

市内に居住する在宅で療養中の方であって、人工呼吸器による常時管理や頻回な吸引、中心静脈栄養、腹膜透析等の高度な医療的ケアを必要とする状態であり、以下のいずれかに該当する方。

ア 要介護認定を受けている方

イ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方

ウ 重症心身障害児者

エ 医療的ケア児

※医療機関での入院治療を必要とする方、他制度・他施策の利用が可能な方は対象外

### (3) 実績

	人数
前年度末登録数	97
新規登録数	49
廃止数	9
今年度末登録数	137

## 1 8 入所調整関係業務

### (1) 障害児入所施設入所調整会議

障害児入所施設入所調整会議は、市内に設置される福祉型障害児入所施設（中央療育センター）および医療型障害児入所施設（ソレイユ川崎）への入所を希望する者等について、公正かつ円滑に入所調整を行うことを目的として設置されており、令和3年度から当センターが運営している。

令和6年度障害児入所施設入所調整会議実施回数... 2回

### (2) 障害者入所施設の入所調整

市内障害者支援施設（6施設）の入所者決定に向けた調整役を担い、各障害者支援施設や各区地域みまもり支援センターとの連絡調整を行うとともに、障害者支援施設が開催する入所調整カンファレンスには企画・連携推進課と地域支援室が参加している。

令和6年度障害者入所施設入所調整カンファレンス参加回数... 12回

## 1 9 高齢者関係事業

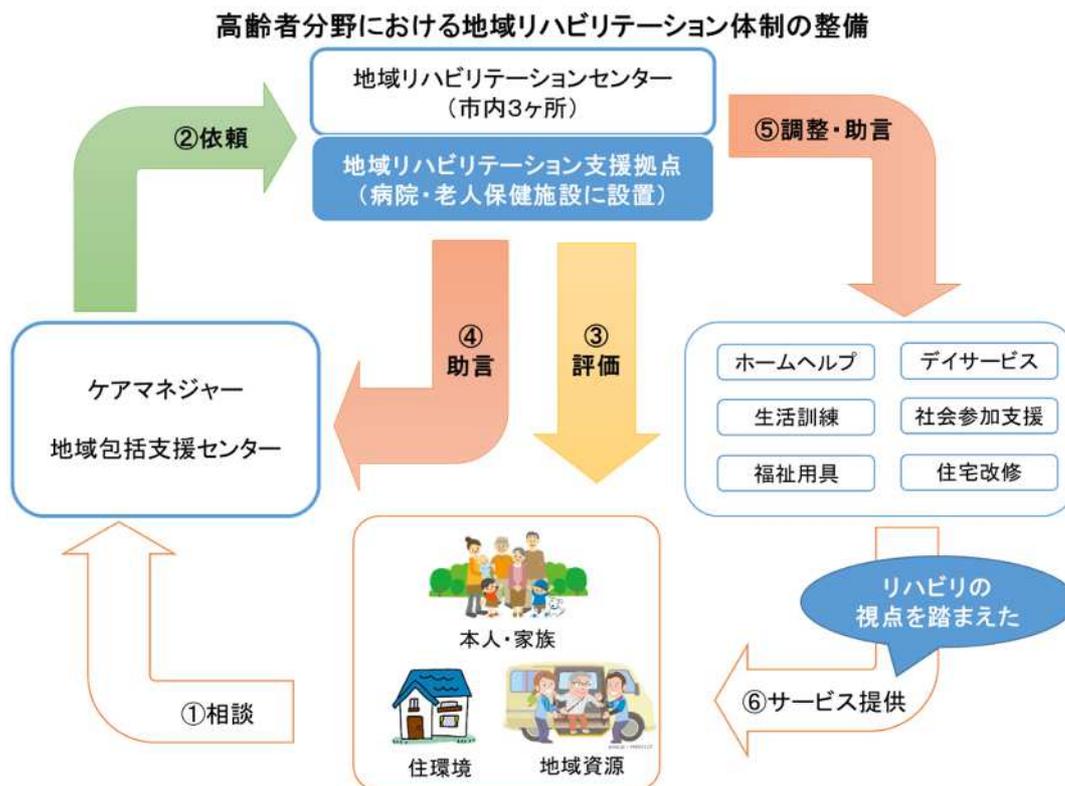
### (1) 高齢者分野における地域リハビリテーション体制の構築

本市では、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与することによって、サービスの質の改善と多様な分野の連携を促進し、要介護高齢者等が住み慣れた自宅等で自分らしく暮らせるよう、令和3年度から市内8か所の病院・介護老人保健施設に地域リハビリテーション支援拠点（以下「リハ拠点」という）を設置した（令和6年度からは11か所体制）。当センターでは、リハ拠点に関する各種会議の開催やガイドライン作成等の運営支援を行っている。

### (2) 地域リハビリテーション支援拠点事業の概要

#### ア 目的

リハ拠点は、相談支援・ケアマネジメントのプロセスにリハビリ専門職が関与することにより、自立支援の理念に基づいて参加・活動を促し、サービスの質の改善と多様な分野の連携を促進し、要介護高齢者等が住み慣れた自宅等で自分らしく暮らせることを目的としている。





### (3) 地域リハビリテーション支援拠点の運営支援

#### ア 全体会

日程	4月5日(金)から3月7日(金)まで(全12回)
内容	情報共有・意見交換、事例共有、ワーキング進捗状況の報告等
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域リハビリテーションセンター(地域支援室、在宅支援室)、隆島研吾氏(アドバイザー)、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

#### イ 情報交換会

日程	4月17日(水)から3月27日(木)まで(南・中・北部で毎月1回開催。全36回)
内容	情報共有・意見交換、事例共有、研修報告
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

#### ウ 運営会議

日程	5月24日(金)から3月24日(木)まで(全10回)
内容	事業の運営補佐、情報共有、実施方法の検討、効果検証、従事者向け研修の企画等
参加者	各地域支援室、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

#### エ 第2期地域リハビリテーション支援拠点研修

日程	4月2日(火)から8月29日(木)まで(全17回)
内容	第2期(令和6年度から令和8年度まで)から地域リハビリテーション支援拠点事業に従事する方を対象した研修
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

#### オ ガイドライン作成ワーキング

日程	1月29日(水)から3月12日(水)(全3回)
内容	地域リハビリテーション支援拠点業務実施ガイドライン【ケアマネジメント支援編】の改訂に向けた検討
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

#### カ パンフレット改訂ワーキング

日程	6月24日(月)から7月19日(金)まで(全2回)
内容	介護支援専門員向けのパンフレット作成に向けた検討
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

#### キ かわさき健幸UP!!プログラムワーキング

日程	8月1日(木)から12月2日(月)まで(全5回)
内容	かわさき健幸UP!!プログラム事業の様式やガイドラインの改訂に向けた検討
参加者	地域リハビリテーション支援拠点、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

#### (4) 高齢者分野における相談支援・ケアマネジメント体制の強化

高齢者分野における相談支援・ケアマネジメント体制の強化を図るため、各種会議・研修の開催や区役所・地域包括支援センターに対する助言、事例検討会の開催支援、「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ」の普及啓発等を実施した。

##### ア 地域包括支援センター連絡会議

日程	4月22日(月)、9月30日(月)、2月25日(火)
内容	地域包括支援センターの運営等に係る実務的な事項の共有・協議等
参加者	地域包括支援センター、区役所高齢・障害課/地域支援課、地区健康福祉ステーション、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

##### イ 地域包括支援センター業務検討委員会

日程	7月18日(木)から3月13日(木)(全5回)
内容	地域包括支援センターの業務における実務上の課題等の整理、課題解決に向けた検討等
参加者	地域包括支援センター、区役所高齢・障害課、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

##### ウ 人材育成ワーキング

日程	6月20日(木)から2月20日(木)(全5回)
内容	業務検討委員会のワーキングとして設置。地域包括支援センター職員の人材育成に関する現状と課題を整理し、研修のあり方や人材育成の仕組み等を検討
参加者	地域包括支援センター、総合研修センター、地域包括ケア推進室、総合リハビリテーション推進センター

##### エ 個別支援における課題整理の支援、地域ケア会議・事例検討会等

総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課に地域ケアコーディネーター3名を配置し、区役所・地域包括支援センターの支援困難ケースに対する助言、地域ケア会議への参加支援及び事例検討会の開催支援を実施した。

支援内容	支援件数
個別事例相談	22
個別ケア会議	29
事例検討会(定例)	18
事例検討会(単発)	27
相談支援・ケアマネジメント推進委員会	11
相談支援・ケアマネジメント調整会議	7
地域ケア圏域会議	3
認知症チーム員会議	1
コアメンバー会議	0
ネットワークミーティング	3
その他	4
合計	125

オ 「ソーシャルワーク実践のためのパターン・ランゲージ～ともに未来をつくるための30のヒント～Ver.1.0」の普及啓発

令和4年度に作成した「高齢者がいきいきと暮らすためのソーシャルワーク実践のコツ ～ともに未来をつくる～ Ver.0.9」を高年齢者以外分野でも活用してもらうため、パターンを追加、修正し、令和6年3月に名称を変更・改訂した。その普及啓発を図るため、読書会や使い方講座（P8参照）、出前講座（P14参照）を開催した。（再掲）

### (5) 医療・介護連携の推進

本市では、高齢者人口が令和32（2050）年頃まで増え続けることから、市内の医療ニーズの増大が予想されている。限られた資源を有効に活用しながら、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるためには、多職種が連携した在宅医療・ケアの取組を推進し、本人や家族に寄り添った医療・介護を提供することが求められている。

そこで、医療・介護連携に関する研修や、医療資源等に関する情報提供等を実施した。

#### ア 在宅チーム医療を担う地域リーダー研修（再掲）

日程	3月2日（日）
内容・講師	基調講演「救急医療や在宅医療の場面からみるACPの意義と進め方」 講師：井上淑恵氏（悠翔会在宅クリニック品川、藤沢市民病院の救命救急センター） 講演「暮らしの中の医療・介護と意思決定支援の実践」 講師：大河内章三氏（社会福祉法人四ツ葉会）
参加者数	市内医療・介護・福祉従事者145名

#### イ 入退院支援に関する研修（再掲）

日程	9月25日（水）、10月10日（木）
内容・講師	講演「病院・在宅の連携と入退院支援」 講師：川上賢太（健康福祉局地域包括ケア推進室担当係長） グループワーク：「事例からみる入退院支援の流れと連携のポイント」 講師：上原嘉子氏（日本医科大学武蔵小杉病院 医療福祉支援室） 高橋靖明氏（川崎医療生活協同組合川崎協同病院） 下村旭氏（居宅介護支援事業所どんぐり）
参加者数	介護支援専門員、地域包括支援センター職員、病院職員91名

#### ウ 医療資源等に関する情報提供等

相談類型	相談件数
病院探し	1件
レスパイト・ショートステイ	38件
その他	5件
合計	44件

### (6) 介護・福祉従事者の人材育成

総合研修センターと連携し、介護・福祉従事者向け研修の企画・運営を実施した。

**【参考】各種手帳等件数（令和7年3月31日現在）**

**(1) 川崎市の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付数**

	人口数 (人)	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
		台帳登載数 (人)	出現率	台帳登載数 (人)	出現率	台帳登載数 (人)	出現率
川崎区	234,679	6,683	28.5	2,397	10.2	3,095	13.2
幸 区	175,546	4,843	27.6	1,742	9.9	2,137	12.2
中原区	264,585	4,784	18.1	1,602	6.1	2,498	9.4
高津区	232,447	5,247	22.6	2,156	9.3	2,931	12.6
宮前区	234,136	5,534	23.6	2,236	9.6	2,936	12.5
多摩区	219,231	5,069	23.1	1,908	8.7	2,966	13.5
麻生区	177,755	4,040	22.7	1,467	8.3	2,256	12.7
全 区	1,538,379	36,200	23.5	13,508	8.8	18,819	12.2

\* 出現率は人口1,000人あたりの人数（‰：パーミル）。

川崎市における出現率の年度別推移（1,000人あたりの人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者	24.8	24.5	24.2	23.9	23.5
知的障害者	7.5	7.8	8.1	8.5	8.8
精神障害者	9.3	9.9	9.8	11.3	12.2

(2) 身体障害者手帳所持者数

障害種別		年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	
視覚障害	18歳未満		12	7	2	4	3	0	28	
	18歳以上65歳未満		192	284	40	50	145	32	743	
	65歳以上		495	579	62	124	203	55	1,518	
	小計		699	870	104	178	351	87	2,289	
聴覚・平衡機能障害	18歳未満		2	35	20	18	0	33	108	
	18歳以上65歳未満		19	343	93	127	9	230	821	
	65歳以上		35	373	253	907	10	967	2,545	
	小計		56	751	366	1,052	19	1,230	3,474	
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満		0	0	1	1	0	0	2	
	18歳以上65歳未満		3	6	37	138	0	0	184	
	65歳以上		0	16	211	75	0	0	302	
	小計		3	22	249	214	0	0	488	
肢体不自由	18歳未満		244	115	69	53	29	26	536	
	18歳以上65歳未満		1,445	1,393	779	972	550	397	5,536	
	65歳以上		1,912	2,097	1,808	3,085	744	424	10,070	
	小計		3,601	3,605	2,656	4,110	1,323	847	16,142	
内部障害	心臓機能障害	18歳未満		54	1	38	19	0	0	112
		18歳以上65歳未満		862	4	227	225	0	0	1,318
		65歳以上		4,147	36	910	577	0	0	5,670
		小計		5,063	41	1,175	821	0	0	7,100
	じん臓機能障害	18歳未満		5	0	0	0	0	0	5
		18歳以上65歳未満		1,338	0	6	9	0	0	1,353
		65歳以上		2,231	0	3	8	0	0	2,242
		小計		3,574	0	9	17	0	0	3,600
	呼吸器機能障害	18歳未満		16	0	0	3	0	0	19
		18歳以上65歳未満		45	5	19	18	0	0	87
		65歳以上		102	11	143	74	0	0	330
		小計		163	16	162	95	0	0	436
	ぼうこう又は直腸機能障害	18歳未満		0	1	9	6	0	0	16
		18歳以上65歳未満		4	6	24	363	0	0	397
		65歳以上		1	0	54	1,524	0	0	1,579
		小計		5	7	87	1,893	0	0	1,992
	小腸機能障害	18歳未満		0	0	0	0	0	0	0
		18歳以上65歳未満		7	0	6	22	0	0	35
		65歳以上		5	0	1	3	0	0	9
		小計		12	0	7	25	0	0	44
	免疫機能障害	18歳未満		0	0	0	0	0	0	0
		18歳以上65歳未満		70	141	138	107	0	0	456
		65歳以上		22	24	9	4	0	0	59
		合計		92	165	147	111	0	0	515
	肝臓機能障害	18歳未満		27	0	0	0	0	0	27
		18歳以上65歳未満		59	6	7	4	0	0	76
		65歳以上		9	3	1	4	0	0	17
		小計		95	9	8	8	0	0	120
小計	18歳未満		102	2	47	28	0	0	179	
	18歳以上65歳未満		2,385	162	427	748	0	0	3,722	
	65歳以上		6,517	74	1,121	2,194	0	0	9,906	
	小計		9,004	238	1,595	2,970	0	0	13,807	
合計	18歳未満		360	159	139	104	32	59	853	
	18歳以上65歳未満		4,044	2,188	1,376	2,035	704	659	11,006	
	65歳以上		8,959	3,139	3,455	6,385	957	1,446	24,341	
	計		13,363	5,486	4,970	8,524	1,693	2,164	36,200	

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

年度	障害種別	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
令和6年度末	視覚障害	2,289	699	870	104	178	351	87	
	聴覚・平衡機能障害	3,474	56	751	366	1,052	19	1,230	
	音声・言語・そしゃく機能障害	488	3	22	249	214	0	0	
	肢体不自由	16,142	3,601	3,605	2,656	4,110	1,323	847	
	内部障害	心臓機能障害	7,100	5,063	41	1,175	821	0	0
		じん臓機能障害	3,600	3,574	0	9	17	0	0
		呼吸器機能障害	436	163	16	162	95	0	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,992	5	7	87	1,893	0	0
		小腸機能障害	44	12	0	7	25	0	0
		免疫機能障害	515	92	165	147	111	0	0
肝臓機能障害		120	95	9	8	8	0	0	
小計	13,807	9,004	238	1,595	2,970	0	0		
合計	36,200	13,363	5,486	4,970	8,524	1,693	2,164		
令和5年度末	視覚障害	2,255	712	818	111	184	336	94	
	聴覚・平衡機能障害	3,470	59	770	359	1,036	18	1,228	
	音声・言語・そしゃく機能障害	475	3	23	245	204	0	0	
	肢体不自由	16,598	3,609	3,709	2,759	4,308	1,356	857	
	内部障害	心臓機能障害	7,043	5,117	33	1,115	778	0	0
		じん臓機能障害	3,642	3,613	0	9	20	0	0
		呼吸器機能障害	444	165	16	159	104	0	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,998	5	7	96	1,890	0	0
		小腸機能障害	48	12	1	7	28	0	0
		免疫機能障害	495	88	156	149	102	0	0
肝臓機能障害		122	95	10	9	8	0	0	
小計	13,792	9,095	223	1,544	2,930	0	0		
合計	36,590	13,478	5,543	5,018	8,662	1,710	2,179		
令和4年度末	視覚障害	2,238	714	802	109	184	320	109	
	聴覚・平衡機能障害	3,462	57	783	355	1,003	18	1,246	
	音声・言語・そしゃく機能障害	478	3	25	252	198	0	0	
	肢体不自由	17,152	3,692	3,830	2,887	4,498	1,382	863	
	内部障害	心臓機能障害	6,950	5,191	31	1,006	722	0	0
		じん臓機能障害	3,583	3,553	0	12	18	0	0
		呼吸器機能障害	458	155	18	178	107	0	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,993	5	6	99	1,883	0	0
		小腸機能障害	52	16	2	8	26	0	0
		免疫機能障害	478	84	149	147	98	0	0
肝臓機能障害		120	96	9	7	8	0	0	
小計	13,634	9,100	215	1,457	2,862	0	0		
合計	36,964	13,566	5,655	5,060	8,745	1,720	2,218		
令和3年度末	視覚障害	2,246	698	801	96	195	339	117	
	聴覚・平衡機能障害	3,456	60	792	360	986	15	1,243	
	音声・言語・そしゃく機能障害	477	3	27	247	200	0	0	
	肢体不自由	17,609	3,760	3,874	3,019	4,693	1,393	870	
	内部障害	心臓機能障害	6,902	5,346	25	878	653	0	0
		じん臓機能障害	3,539	3,510	0	13	16	0	0
		呼吸器機能障害	474	157	17	183	117	0	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,947	2	6	97	1,842	0	0
		小腸機能障害	51	14	1	8	28	0	0
		免疫機能障害	462	78	148	143	93	0	0
肝臓機能障害		114	88	9	7	10	0	0	
小計	13,489	9,195	206	1,329	2,759	0	0		
合計	37,277	13,716	5,700	5,051	8,833	1,747	2,230		
令和2年度末	視覚障害	2,236	685	797	107	179	345	123	
	聴覚・平衡機能障害	3,406	57	807	351	959	14	1,218	
	音声・言語・そしゃく機能障害	475	3	26	248	198	0	0	
	肢体不自由	18,217	3,833	4,046	3,163	4,879	1,435	861	
	内部障害	心臓機能障害	6,793	5,386	22	776	609	0	0
		じん臓機能障害	3,582	3,547	1	19	15	0	0
		呼吸器機能障害	478	153	15	188	122	0	0
		ぼうこう又は直腸機能障害	1,960	3	6	103	1,848	0	0
		小腸機能障害	55	18	1	7	29	0	0
		免疫機能障害	462	81	150	143	88	0	0
肝臓機能障害		116	89	12	6	9	0	0	
小計	13,446	9,277	207	1,242	2,720	0	0		
合計	37,780	13,855	5,883	5,111	8,935	1,794	2,202		

(4) 療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
～17歳	A 1	67	59	76	66	73	50	56	447
	A 2	91	77	88	100	99	75	86	616
	B 1	115	102	100	113	95	110	85	720
	B 2	566	400	339	426	541	397	294	2,963
18～64歳	A 1	235	178	157	223	258	206	158	1,415
	A 2	208	172	172	230	260	207	164	1,413
	B 1	356	219	225	282	279	272	183	1,816
	B 2	624	448	380	592	540	494	368	3,446
65歳～	A 1	18	12	11	10	9	11	14	85
	A 2	35	19	13	25	26	24	15	157
	B 1	31	25	18	32	22	29	18	175
	B 2	11	7	6	12	10	15	6	67
～17歳		839	638	603	705	808	632	521	4,746
18～64歳		1,423	1,017	934	1,327	1,337	1,179	873	8,090
65歳～		95	63	48	79	67	79	53	484
A 1		320	249	244	299	340	267	228	1,947
A 2		334	268	273	355	385	306	265	2,186
B 1		502	346	343	427	396	411	286	2,711
B 2		1,201	855	725	1,030	1,091	906	668	6,476
合計		2,357	1,718	1,585	2,111	2,212	1,890	1,447	13,320

(5) 療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）の推移

年度	程度	計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	
			川崎	大師	田島							
令和6年度末	A 1	1,947				320	249	244	299	340	267	228
	A 2	2,186				334	268	273	355	385	306	265
	B 1	2,711				502	346	343	427	396	411	286
	B 2	6,476				1,201	855	725	1,030	1,091	906	668
	計	13,320	0	0	0	2,357	1,718	1,585	2,111	2,212	1,890	1,447
令和5年度末	A 1	1,943	134	87	103	324	245	242	303	339	262	228
	A 2	2,162	141	110	85	336	262	263	358	384	305	254
	B 1	2,725	199	164	137	500	348	337	434	423	396	287
	B 2	6,166	420	413	332	1,165	811	703	1,002	995	847	643
	計	12,996	894	774	657	2,325	1,666	1,545	2,097	2,141	1,810	1,412
令和4年度末	A 1	1,911	137	87	99	323	244	239	296	328	257	224
	A 2	2,122	140	102	84	326	259	255	347	382	307	246
	B 1	2,636	189	155	132	476	349	337	416	412	374	272
	B 2	5,737	403	378	310	1,091	771	663	942	902	777	591
	計	12,406	869	722	625	2,216	1,623	1,494	2,001	2,024	1,715	1,333
令和3年度末	A 1	1,885	133	86	96	315	243	238	297	319	248	225
	A 2	2,076	147	103	76	326	244	260	343	362	301	240
	B 1	2,555	195	149	129	473	339	318	400	398	363	264
	B 2	5,363	395	354	294	1,043	727	628	886	831	724	524
	計	11,879	870	692	595	2,157	1,553	1,444	1,926	1,910	1,636	1,253
令和2年度末	A 1	1,858	131	86	90	307	239	236	291	316	249	220
	A 2	2,045	152	103	75	330	240	252	337	361	288	237
	B 1	2,470	180	150	126	456	315	311	387	383	366	252
	B 2	5,047	373	335	278	986	685	611	835	786	659	485
	計	11,420	836	674	569	2,079	1,479	1,410	1,850	1,846	1,562	1,194

※令和7年1月より旧大師支所・田島支所は川崎区役所に統合されたため「川崎区」として計上。

## (6) 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）居住区別受給者数

	計	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
令和6年度	30,987	5,030	3,416	4,464	4,817	4,671	5,004	3,585
令和5年度	29,510	4,788	3,245	4,297	4,544	4,451	4,771	3,414
令和4年度	28,412	4,649	3,121	4,146	4,322	4,337	4,548	3,289
令和3年度	27,003	4,420	2,947	3,950	4,121	4,128	4,304	3,133
令和2年度	28,709	4,770	3,075	4,250	4,341	4,322	4,657	3,294

## (7) 精神保健福祉手帳所持者数

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
～17歳	1級	1	0	1	0	4	3	0	9
	2級	36	27	24	29	36	15	20	187
	3級	42	36	16	25	59	29	19	226
18～64歳	1級	93	75	90	93	125	101	86	663
	2級	1,374	971	1,225	1,288	1,362	1,347	1,133	8,700
	3級	1,109	732	858	1,108	980	1,127	733	6,647
65歳～	1級	48	46	50	63	59	50	38	354
	2級	256	161	177	224	209	221	170	1,418
	3級	136	89	57	101	102	73	57	615
～17歳		79	63	41	54	99	47	39	422
18～64歳		2,576	1,778	2,173	2,489	2,467	2,575	1,952	16,010
65歳～		440	296	284	388	370	344	265	2,387
1級		142	121	141	156	188	154	124	1,026
2級		1,666	1,159	1,426	1,541	1,607	1,583	1,323	10,305
3級		1,287	857	931	1,234	1,141	1,229	809	7,488
合計		3,095	2,137	2,498	2,931	2,936	2,966	2,256	18,819

## (8) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳居住区別所持者数

	区	計	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	等級								
令和 6 年度	1級	1,026	142	121	141	156	188	154	124
	2級	10,305	1,666	1,159	1,426	1,541	1,607	1,583	1,323
	3級	7,488	1,287	857	931	1,234	1,141	1,229	809
	計	18,819	3,095	2,137	2,498	2,931	2,936	2,966	2,256
令和 5 年度	1級	1,018	136	131	146	164	173	145	123
	2級	9,574	1,552	1,060	1,320	1,431	1,488	1,512	1,211
	3級	6,795	1,208	778	854	1,135	997	1,089	734
	計	17,387	2,896	1,969	2,320	2,730	2,658	2,746	2,068
令和 4 年度	1級	1,035	146	127	158	160	176	141	127
	2級	8,979	1,467	995	1,239	1,302	1,415	1,397	1,164
	3級	6,198	1,090	713	775	1,054	932	990	644
	計	16,212	2,703	1,835	2,172	2,516	2,523	2,528	1,935
令和 3 年度	1級	1,036	141	115	140	159	187	154	140
	2級	8,319	1,348	938	1,121	1,215	1,291	1,289	1,117
	3級	5,635	1,018	640	723	926	848	909	571
	計	14,990	2,507	1,693	1,984	2,300	2,326	2,352	1,828
令和 2 年度	1級	1,017	139	120	136	160	176	160	126
	2級	7,781	1,233	884	1,046	1,120	1,230	1,240	1,028
	3級	5,307	985	629	680	862	778	840	533
	計	14,105	2,357	1,633	1,862	2,142	2,184	2,240	1,687



令和6年度  
総合リハビリテーション推進センター所報

発行元  
川崎市健康福祉局  
総合リハビリテーション推進センター

〒210-0024  
川崎市川崎区日進町5-1

発行人 小林 宏高